

147 災害救助法 (抜粋)

(昭和22年法律第118号)

(目的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第1項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(都道府県知事等の努力義務)

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務処理の特例)

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(繰替支弁)

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

1 4 8 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号）

（災害の程度）

第 1 条 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度、方法及び期間）

第 3 条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第 1 （第 1 条関係）

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家が滅失した世帯の数
5, 0 0 0 人未満		3 0
5, 0 0 0 人以上	1 5, 0 0 0 人未満	4 0
1 5, 0 0 0 人以上	3 0, 0 0 0 人未満	5 0
3 0, 0 0 0 人以上	5 0, 0 0 0 人未満	6 0
5 0, 0 0 0 人以上	1 0 0, 0 0 0 人未満	8 0
1 0 0, 0 0 0 人以上	3 0 0, 0 0 0 人未満	1 0 0
3 0 0, 0 0 0 人以上		1 5 0

別表第 2 （第 1 条関係）

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口		住家が滅失した世帯の数
1, 0 0 0, 0 0 0 人未満		1, 0 0 0
1, 0 0 0, 0 0 0 人以上	2, 0 0 0, 0 0 0 人未満	1, 5 0 0
2, 0 0 0, 0 0 0 人以上	3, 0 0 0, 0 0 0 人未満	2, 0 0 0
3, 0 0 0, 0 0 0 人以上		2, 5 0 0

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		5,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上		12,000

149 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）

（平成25年内閣府令第68号）

（令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情）

第1条 災害救助法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第3号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第1条第1項第4号の内閣府令で定める基準）

第2条 令第1条第1項第4号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

150 福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長（法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第3号から様式第3号の4まで）

(2) 公用変更令書（様式第4号）

(3) 公用取消令書（様式第5号）

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第6号）に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用するべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第7号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書（様式第8号）の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(様式第9号)

(2) 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完

了後 60 日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第 21 号及び第 21 号の 2）
- (2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第 22 号）
- (3) 被害状況調（様式第 24 号）
- (4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第 25 号）
- (5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第 26 号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第 27 号）に前項第 2 号から 5 号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第 22 条 削除 (救助事務費)

第 23 条 知事は、法第 18 条第 1 項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。
(災害救助基金台帳)

第 24 条 法第 22 条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第 43 号及び様式第 44 号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

(中略)

附 則 (令和元年規則第 25 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規則第 22 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条の 2 関係)

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市を除く。）
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

1 5 1 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

(令和2年福岡県告示第344号)

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準

ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～ 3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～ 3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度

の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

- (2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

- (3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - ア 棺（付属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,600円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,300円以内

ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,400円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,200円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100円以内

カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内

キ 左官 1人1日当たり 22,500円以内

ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1) 時間外勤務手当

(2) 賃金職員等雇上費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 通信運搬費

(7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3 千万円以下の部分	100分の10
3 千万円を超え 6 千万円以下の部分	100分の 9
6 千万円を超え 1 億円以下の部分	100分の 8
1 億円を超え 2 億円以下の部分	100分の 7
2 億円を超え 3 億円以下の部分	100分の 6
3 億円を超え 5 億円以下の部分	100分の 5
5 億円を超える部分	100分の 4

- 3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1に定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

1 5 2 福岡県災害見舞金等交付要綱

(昭和49年9月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を支給するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとする。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。ただし、この場合においては、死者又は行方不明者に対する弔慰金に限るものとする。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は支給しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 全壊、全焼又は流失した世帯
1世帯当たり 100,000 円 (ただし、1人世帯には 50,000 円)
- (2) 半壊又は半焼した世帯
1世帯当たり 50,000 円 (ただし、1人世帯には 25,000 円)
- (3) 床上浸水した世帯
1世帯当たり 30,000 円 (ただし、1人世帯には 15,000 円)
- (4) 死者又は行方不明者

1 人につき 200,000 円（ただし、県民（県内の市町村に住民登録している者をいう。次号において同じ。）以外の場合には 30,000 円）

(5) 重傷者

ア 県民の場合、1 人につき 100,000 円以内（その支給基準は別表による。）

イ 県民以外の場合、1 人につき 15,000 円

（支給の方法）

第 6 条 前条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定による見舞金は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第 4 号の規定による弔慰金は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して支給するものとする。

（遺族等の範囲）

第 7 条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）

(2) 子、父母、孫又は祖父母

(3) 前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

3 第 1 項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第 2 号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順によるものとし、同項第 3 号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請の手続）

第 8 条 市町村長は、第 2 条の災害が発生した場合、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに様式第 1 号による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合においては知事が承認したときは、この限りでない。

(1) 災害救助法第 2 条の災害 災害救助法適用の日から 3 か月以内

(2) 第 2 条第 1 号の災害 災害発生の日から 3 か月以内

(3) その他の災害 災害発生の日から 1 か月以内

2 第 6 条の規定により支給の依頼を受けた市町村長が、その支給を完了したときは、支給完了の日から 5 日以内に、様式第 2 号による精算書を知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和 49 年 9 月 11 日から施行する。

2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 10 日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 6 日から施行し、改正後の福岡県災害見舞金等交付要綱は、令和元年 7 月 21 日以降に発生した災害について適用する。

別表（第5条関係）

要治療見込日数	1 か月以上 3 か月未満	40,000円
同 上	3 か月以上 6 か月未満	60,000円
同 上	6 か月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

153 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和38年1月12日
最終改正 平成19年2月28日
福岡県条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第2項の規定により、同法第71条の規定に基づく従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の存することとなつたときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害の補償等について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の六種とする。

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

- 一 従事者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額がその地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第4条 従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養は、次に掲げるものであつて療養上相当と認められるものとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業補償)

第5条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償としてその業務に服することができない期間一日につき、補償基礎の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第6条 従事者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償としてその障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

- 一 第13級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級

二 第8級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級

三 第5級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第四条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なつたときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(協力命令により従事した者に対する準用)

第12条 前各条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等 級	倍 数	身 体 障 害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手のすべての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ0.06以下に減じたもの 2 咀嚼そして及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手のすべての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢が用をなさなくなったもの 7 一下肢が用をなさなくなったもの 8 両足のすべての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 8 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの

等 級	倍 数	身 体 障 害
7 級	560	1 一眼が失明し、他眼の視力が0. 6以下に減じたもの 2 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの 7 片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足のすべての指が用をなさなくなったもの 12 女子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの 13 両側の睾こう丸を失ったもの
8 級	450	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0. 02以下に減じたもの 2 脊せき柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの 5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 片足のすべての指を失ったもの
9 級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0. 6以下に減じたもの 2 一眼の視力が0. 06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの 14 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの 15 片足のすべての指が用をなさなくなったもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの

等 級	倍 数	身 体 障 害
10 級	270	1 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの 8 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの 10 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
11 級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊せき柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12 級	140	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの 12 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの 15 女子の外貌ぼうが醜くなったもの

等 級	倍 数	身 体 障 害
13 級	90	1 一眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 一眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失ったもの 11 片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの
14 級	50	1 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌ぼうが醜くなったもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

154 災害派遣手当の支給に関する条例

平成7年12月21日
福岡県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害応急対策又は災害復旧等のため福岡県に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当並びに大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する災害派遣手当(以下「災害派遣手当」と総称する。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員がその住所又は居所を離れて福岡県の区域内に滞在することを要するときに限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が福岡県の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当の支給について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条のホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

1 5 5 災害報告事項及び担当課一覧【報告者：市町村長】

区分	県 主 管 課	経 由 機 関	報 告 大 別	報 告 事 項
総合被害報告	防 災 企 画 課 (保健医療介護総務課、医療指導課)	農林事務所	災害全般	総合被害報告
事業別被害報告	〃	消防本部（局）	消防	火災報告
	保健医療介護総務課 (保護・援護課、介護保険課) (児童家庭課、子育て支援課、障害者福祉課)	保健福祉環境事務所	社会福祉施設	社会福祉施設被害状況報告
	医 療 指 導 課	保健福祉環境事務所	医療施設	医療機関被害報告
	健 康 増 進 課	保健福祉環境事務所	防疫	被害状況報告
	〃	保健福祉環境事務所	防疫	防疫活動報告
	水 道 整 備 室	保健福祉環境事務所	水道	水道施設被害報告
	廃 棄 物 対 策 課	直接	廃棄物	廃棄物処理施設被害報告 廃棄物処理事業被害報告
	農 山 漁 村 振 興 課	農林事務所	農林	鳥獣害対策施設被害報告
	園 芸 振 興 課	農林事務所	農林	農作物被害報告 栽培用施設被害報告
	農 村 森 林 整 備 課	農林事務所	農林 公共土木	農地・農業用施設被害報告 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分）被害報告 林道施設（林野庁所管分）被害報告 林地・治山施設被害報告
	団 体 指 導 課	農林事務所	農林	農協等 共同利用施設被害報告
	畜 産 課	農林事務所	農林	畜産関係被害報告
	林 業 振 興 課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	公 園 街 路 課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	下 水 道 課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	港 湾 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	水 産 振 興 課	直接	公共土木	農水省所管 漁港施設被害報告
	河 川 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	住 宅 計 画 課	直接	住宅	住宅災害報告
	教 育 庁 施 設 課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告

根 拠 法 令 等	報告時期	報 告 内 容	主 管 省 庁
災害対策基本法	即報 中間即報 確定	災害の状況 災害の程度 応急措置の概要	総務省 消防庁
消防法	即報 詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
厚生省通知	速報	被害状況・被害額・復旧の対応状況	厚生労働省社会・援護局
	請求時	被害状況	厚生労働省健康政策局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省保健医療局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	日報報告 完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	厚生労働省保健医療局
水道法	速報	被害状況・災害復旧事業費	厚生労働省医療・生活衛生局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	速報	被害状況・災害復旧事業費	環境省
農林水産省通知	速報・概況 確定	漁船・漁具・養殖施設 共同・非共同施設	水産庁
農林水産省通知	速報・概況 確定	農作物等被害全般	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報 確定	農地農業用施設 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分） 林道施設	農林水産省農村振興局 林野庁
農林水産省通知及び公共土木国庫負担法	速報 確定	農協等共同利用施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	家畜・畜産物・飼料作物・牧草地・施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	林業施設・林産物	林野庁
農水省通達及び公共土木国庫負担法	速報・概況 確定	治山施設・林地	林野庁
農林水産省通知及び農林水産省通知	速報・概況 確定	造林地・苗畑・林業用施設	林野庁
建設省通達	速報 確定	街路・公園緑地	国土交通省水管理・国土保全局
建設省通達	速報 確定	下水道	国土交通省水管理・国土保全局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	水産庁
公共土木国庫負担法	速報 確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防施設・地すべり防止施設（国土交通省河川局所管分）・急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省水管理・国土保全局
建設省通達	即報・発生後7日以内・確定	住宅	国土交通省住宅局
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報 確定	幼・小・中・義務・高・中等・特支・大学施設及びこれらの学校の共同利用施設	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

1 5 6 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日
改正 平成 6年 4月 1日
平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出する

ものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

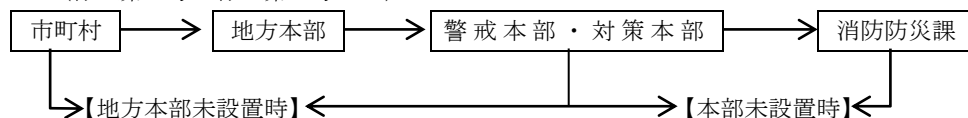
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

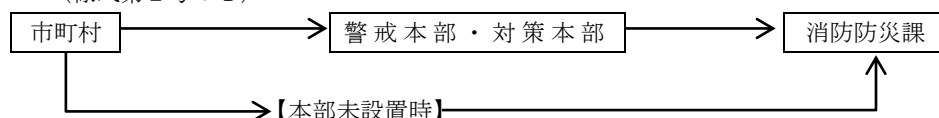
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



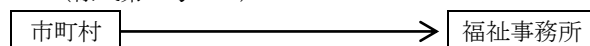
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



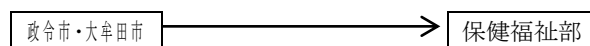
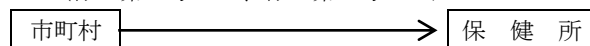
(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）



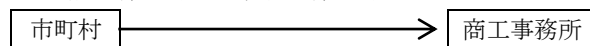
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の3、様式第3号の1）



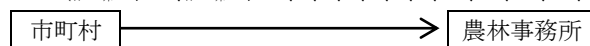
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の4、様式第3号の2）



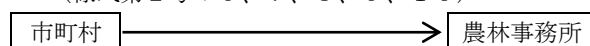
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15）



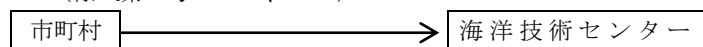
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の6、7、8、9、10）



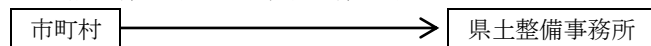
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の11、12）



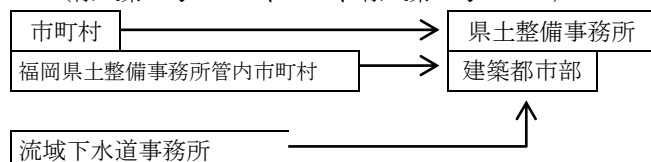
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

（様式第2号の13、様式第3号の16）



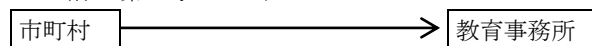
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



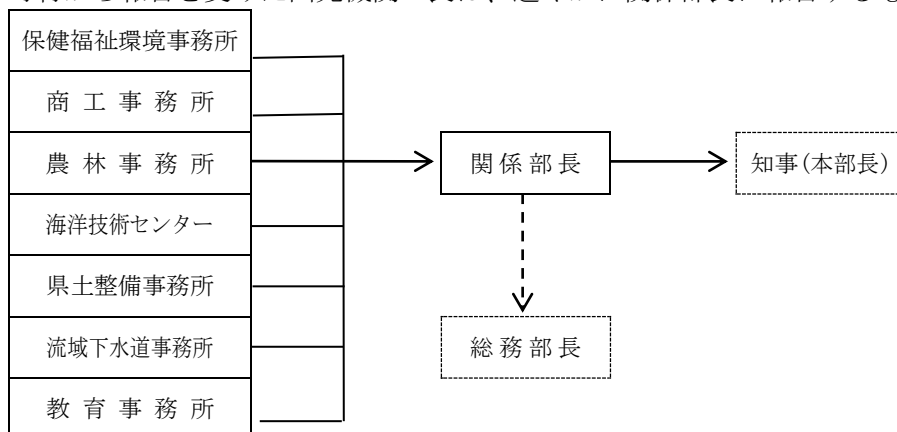
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被 害 区 分		備 考
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重 傷 者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田 の 流 出 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

その他の	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

様式第1号

[災 害 概 況 即 報]

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 要	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						勧告・指示 自 主 の 別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告

即報

確定

市 町 村 名		報 告 者 名									
地 方 本 部 名		報 告 者 名		報 告 日 時							
				月 日 時 分現在 (市町村→地方本部→県本部)							
市 町 村 名											
区 分		被 害		被 害		被 害		被 害		被 害	
人 的 被 害	死 者	人									
	行 方 不 明 者	人									
	負 傷 者	重 傷	人								
		軽 傷	人								
住 家 被 害	全 壊	棟									
		世帯									
	半 壊	棟									
		世帯									
	一 部 破 損	棟									
		世帯									
	床 上 浸 水	棟									
		世帯									
	床 下 浸 水	棟									
		世帯									
	非 住 家	公共建物	棟								
		その他	棟								
そ の 他	田 畑	流出・埋没	ha								
		冠水	ha								
		流出・埋没	ha								
		冠水	ha								
そ の 他	文 教 施 設	箇所									
	医 療 機 関	箇所									
	道 路	箇所									
	橋 り よ う	箇所									
	河 川	箇所									
	港 湾	箇所									
	砂 防	箇所									
	清 掃 施 設	箇所									
	崖 崩 れ	箇所									
	鉄 道 不 通	箇所									
	被 害 船 隻	隻									
	航 空 機 被 害	機									
	水 道	戸									
	電 気	回線									
	ガ ス	戸									
	ブ ロ ッ ク	塀	箇所								
り	災 世 帯 数	世帯									
罹	災 者 数	人									
火 災 発 生	建 物	件									
	危 険 物	件									
公 共 文 教 施 設	千円										
	農 林 水 産 業 施 設	千円									
公 共 土 木 施 設	千円										
	そ の 他 の 公 共 施 設	千円									
そ の 他	農 産 被 害	千円									
	林 産 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
被 害 総 額	千円										
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
災 害 救 助 法 適 用		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人									
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人									

様式第2号の2

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市 町 村

〇〇保健福祉環境事務所

施 設 の 種 別	施 設 名	所 在 地	設 置 主 体	被 害 状 況	被 害 額	復 旧 の 対 応 状 況

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)

(保健福祉部長へ)

〇 〇 市 町 村

〇 〇 保健福祉環境事務所

即 報 月 日			月 日		即 報 時 間		時		即 報 回 数		第 回	
被 害 地 等	災 害 発 生 日 時	傷 病 者 数	内 訳						傷 病 収 容 状 況		救 護 の 状 況	備 考
			外 傷 者			罹 病 者						
			死者	重傷	軽傷	重傷	軽傷	伝染病	収容ヶ所数	収容人員		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		人	人	人	人	人	人	人	ヶ所	人		

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時		月 日		即報回数 回	
業種	項目 被害区分	被災 事業所 数	被災 従業員 数	被災総額				備考	
				土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等		
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計(うち)	(うち)	(うち)						
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計(うち)	(うち)	(うち)						
	A								
	B								
	C								
	D								
	計(うち)	(うち)	(うち)						
合 計 (うち)				(うち)	(うち)				

(注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。

2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。

A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。

C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30%以上1m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。

D…A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、" の製造業

その他は、" の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)
(農政部長へ)

〇〇市町村長
〇〇農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜		頭、羽			
畜産施設		件			
温室等栽培施設		件			
農協等共同利用施設		件			
農地・農業用施設		箇所			
その他					
合計					

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 即報
詳報
確定 報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区 分	崩 壊 地						地 す べ り 地						備 考
	山 腹			溪 流			山 腹			溪 流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。

なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

即 報
詳 報
確 定

報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

施 設 名	災 害 箇 所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況

即 詳 報 報 定 確 定 報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

区分 市町村	路 線 名	道 路			橋 梁				計		備 考
		箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所数	延 長 m	金 額 千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

〇〇〇〇災害による山林【森林】被害状況

報 報
即 詳
確 定

報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

[illegible]

〇〇〇〇災害による山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況

【即報
詳報
確定】報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇農林事務所

[illegible]

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

☐ 詳 報
☐ 詳 報
☐ 確 定

☐ 水産海洋技術センター〇〇〇〇研究所長へ
☐ 水産林務部長へ(水産振興課経由)

 平成 年 月 日
 時 分
☐ 〇〇〇市町村合計
☐ 〇〇〇漁協

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位:千円)

		被害程度	滅失	大破	中破	小破	計	備考
共同 私利用	事業主	被害程度						
	施設	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
利用 私設	施設	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
	被害	被害程度						
団体 施設名	事業主	被害程度						
	施設	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
漁 船	登録	被害程度						
	動力	被害程度						
	被害	被害程度						
	被害	被害程度						
漁具	種類	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
	被害	被害程度						
養殖施設	養殖物	被害程度						
	養殖	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
漁 場	漁業権	被害程度						
	堆積	被害程度						
	被害	被害程度						
	被害	被害程度						

2 水産物等被害

		被害程度	滅失	大破	中破	小破	計	備考
養殖施設	養殖物	被害程度						
	養殖	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
その他の 水産物	種類	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
	被害	被害程度						
協同組合 在庫品	種類	被害程度						
	単	被害程度						
	被害	被害程度						
	被害	被害程度						

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。

2 提出先: 筑前海区=水産海洋技術センター、内水面漁業=水産振興課、

有明海区=有明研究所、豊前海区=豊前海研究所

3 「被害程度」の目安: 滅失=使用不可・流出・埋没、大破=70%以上、
中破=30~70%、小破=30%未満

FAX: 海技センター:092-806-5223

水産振興課:092-643-3558

有明海研:0944-72-6170

豊前海研:0979-82-5599

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

即
詳
確

報
報
定

報告

平成 年 月 日

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被害箇所	数 量	被害額	被害状況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）報告する。

(被害金額単位: 千円)

〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被 害 報 告 表										報告者		受理者															
										第 号		調査率		%													
										平成 年		月 日		時現在													
災害発生年月日		月 日～ 月 日		災 害 名																							
災害救助法発令等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日		月 日															
市 町 村 名																											
連 続 雨 量		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時															
日 雨 量		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時															
時 間 雨 量		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時		mm 日 時～ 日 時															
時間最大風速		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分		m/秒 日 時 分															
平 均 風 速		日 時 分～ 時 分		日 時 分～ 時 分		日 時 分～ 時 分		日 時 分～ 時 分		日 時 分～ 時 分		日 時 分～ 時 分															
工 種		箇 所		金 額		箇 所		金 額		箇 所		金 額															
河 川				千円				千円				千円															
海 岸																											
砂 防 設 備																											
地すべり防 止 施 設																											
給傾斜地崩 壊防止施設																											
道 路																											
橋 梁																											
港 湾																											
下 水 道																											
計																											
主な公共施設の被害																											
事業主体		区分		水系名		河川・海岸名		被 災 位 置		被災延長		被害額		被害内容 (破堤、溢水等)													
河川・海岸		級		水系				郡 町 市 村 大字		m		千円															
		級		水系				郡 町 市 村 大字		m																	
		級		水系				郡 町 市 村 大字		m																	
		級		水系				郡 町 市 村 大字		m																	
事業主体		区分		路線名		被 災 位 置		被災延長		被害額																	
道 路						郡 町 市 村 大字		m		千円																	
						郡 町 市 村 大字		m																			
						郡 町 市 村 大字		m																			
事業主体		区 分		路線名		地先名		全面・一部の別 及び被災状況		延長 幅員		被 害 額		応急の 有無		応急工事 見込額		バス路線 有無		交通量		迂回路 の有無		交通止 年月日		解除年月日	
道 路 交 通 止		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
		道 線						m m		千円				千円				台/									
一般被害（人的被害）																											
区 分		場所		原 因		区 分		主な場所		原 因 (破堤、溢水、内水)																	
死 者		名				全 焼		戸																			
行方不明		名				半 焼		戸																			
		名				流 出		戸																			
		名				床上浸水		戸																			
		名				床下浸水		戸																			

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知 事 殿 平成 年 月 日 市区町村長名 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※
1. 被災地区市町村名							
2. 災 害 種 別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数 (戸数) 6. 構造 床面積の合計	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計	
		建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メートル〕	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メートル〕	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メートル〕
住 居	木 造	戸		戸		戸	
	そ の 他	戸		戸		戸	
	計	戸		戸		戸	
鉱 工 業	木 造						
	そ の 他						
商 業 サービス業	木 造						
	そ の 他						
公務文教	木 造						
	そ の 他						
そ の 他	木 造						
	そ の 他						
合 計	木 造						
	そ の 他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

平成 年 月 日現在

〇〇〇市町村
〇〇〇県土整備事
流域下水道事務所

種 別	県 分		市町村分		計	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円
街 路						
都市公園						
下 水 道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害					
種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額 千円	復旧の対応状況
街 路					
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					

〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

平成 年 月 日現在

[illegible]

様式第3号の1

〇〇〇〇災害による衛生被害状況 ☐ 詳細 ☐ 報告

防疫日報

(保健福祉部長へ)

〇〇保険福祉環境事務所

〇〇政 令 市

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月	区	赤痢患者発生数				前年同期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村数（応援除く）	防疫活動をしている保健所数（応援除く）	保健所職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	本庁職員（雇用職員を含む）防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給恵雄受けた人員	検疫調査人員	細菌調査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人数	備考
		真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者														
日	分																						
月	当日																						
	累計																						
月	当日																						
	累計																						

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳報

確定

報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

項目				被災総額					
業種					土地	建物			
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
	A								
	B								
	C								
	D								
	計 (うち) (うち) (うち)								
合計		(うち) (うち) (うち)							

(注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。

2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。

A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

用

建物等の延面積の50%以上につき、浸水1 m以上のもの。

C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1 m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1 m以上のもの。

D…A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、 〃 の製造業

その他は、 〃 の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

○○○○災害による水稻被害状況

詳 報
 確 定

 報告(その1)初期の被害

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市 町 村 名
農林事務所名

作物名	市町村名	総栽培 面 積	当 り 収 量	10 アール ル	基 準 収 量	冠 水								土砂流入		流 失 埋 没						合 計		被害金額	備考 主な被害 地名等
						2 日 目		3 日 目		4 日 目		5 日 目				減収 量 小計	植替可能		植替不可能		減収 量 小計	減収 量	被害 減収 量		
						被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量		被害 面積	減収 量	被害 面積	減収 量					
		ha	kg		t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	t	t	%	千円		

注 1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注 2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の4

〇〇〇〇災害による水稻被害状況

詳報
確定

報告(その2)中後期の被害

災害の種類						調査年月日 年 月 日 時現在												市町村名 農林事務所名									
作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当り収量	基準収量1	浸水被害面積	冠水			倒伏			塩害			葉・籾の被害						合計				備考 主な被害 地域名等		
						被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積	減収量2	被害率2÷1	被害面積			減収量3
		ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円			

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による水稻被害状況

詳報
確定

報告(その3)干害

- - - - -

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

市町村名	総栽培 面 積	1 0 a 当 たり 収 量	基準収量	5 日 間 未 満 持 続				5 日 間 以 上 持 続				1 0 日 間 以 上 持 続		1 5 日 間 以 上 持 続		2 0 日 間 以 上 持 続							
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態					
				被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率				
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	2 5 日 間 以 上 持 続				3 0 日 間 以 上 持 続				枯 死 面 積	塩 害		合 計		被害金額	備 考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態			被害 面積	被害 率	被害 減収 量	被害 減収 率		
	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率	被害 面積	被害 率							
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	ha	%	t	%	千円	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 〔詳 報〕 〔確 定〕 報告(水稻を除く)

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市 町 村 名
農林事務所名

農作物名	市町村名	総栽培 面 積	被害面積								単価 (kg当 たり) 4	被害 金額 (3×4) 5	平年10 a当た り収量 6	基準 集量 (1×6) 7	既 収穫量 8	収穫 残量 (7－8) 9	被害 面積率 (2÷1) 10	被害 減収率 (3÷7) 11	被害損害状況 主な被害地域名
			30% 未満	30～ 70%	70% 以上	計 2	被害面積			計 3									
							30% 未満	30～ 70%	70% 以上										
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)

注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。

注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況

詳報
確定

報告

災害の種類 調査年月日 年 月 日 時現在 市町村名 農林事務所名

施設の 種 類	作物名	市町村 名	全 焼				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地域名)
			件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	
			件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	

満、

「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては（ ）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

〇〇〇〇災害による樹体被害状況

詳報
確定

報告

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽				
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、
又 はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きい、これに準ずるもの。

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 詳 報
確 定 報告（その1）

災害の種類 ()

調査年月日 年 月 日

市 町 村 名
農林事務所名

[illegible]

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 詳 報
確 定 報告（その2）

災害の種類 ()

調査年月日 年 月 日

市 町 村 名
農林事務所名

[illegible]

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況〔詳報確定〕報告（その3）

災害の種類 (

)

調査年月日

年

月

日

市 町 村 名
農林事務所名

[illegible]

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 詳 報
確 定 報告（その4）

災害の種類 () 調査年月日 年 月 日

市 町 村 名
農林事務所名

[illegible]

(注) 「金額」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70%以上、「中級」とは、被害程度が30%以上70%未満、「小破」とは、被害程度が30%未満のものをいう。

〇〇〇〇災害による農地農業用施設被害状況

詳報

確定

報告

災害の種類

調査年月日 年 月 日現在

市町村名
農林事務所名[illegible]

〇〇〇〇災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況

〔詳報確定〕

報告

災害の種類

調査年月日 年 月 日現在

市 町 村 名
農林事務所名

[illegible]

注：「種類名」、「被害施設名」及び「全壊」等の区分欄は、第3号の7と同じ。

〇〇〇〇災害による農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況 詳報
確定 報告

災害の種類

調査年月日 年 月 日現在

農林事務所名

[illegible]

〇〇〇〇災害による土木被害状況 〔 詳 報 〕 〔 確 定 〕 報告

(県土整備事務所長へ)
(土 木 部 長 へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所長

区 分		前 回 ま で の 報 告 分						今回の報告分		年間の合計
		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		
		至 月 日		至 月 日		至 月 日		至 月 日		
県 工 事	河 川									
	海 岸									
	砂 防									
	道 路									
	橋 梁									
	港 湾									
	計									
市 町 村 工 事	河 川									
	海 岸									
	道 路									
	橋 梁									
	計									
合 計										

(金額の単位 千円)

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報

確定

報告

(県土整備事務所経由)

知 事 殿 平成 年 月 日 市区町村長名 (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名								
2. 災 害 種 別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数 (戸数) 床面積の 合計 6. 構造	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物 の損害 見積額 (千円)
		建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メ ートル〕	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メ ートル〕	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 〔平方メ ートル〕	
居 住	木 造	戸		戸		戸		
	そ の 他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鉱 工 業	木 造							
	そ の 他							
商 業 サービス業	木 造							
	そ の 他							
公務文教	木 造							
	そ の 他							
そ の 他	木 造							
	そ の 他							
合 計	木 造							
	そ の 他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4 欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第4号

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区 分		被 害 総 額 (千円)												計
		総務部	企画地域 振興部	新社会推 進部	保健医療 介護部	福祉労働 部	環境部	商工部	農林水産 部	県土整備 部	建築都市 部	企業局	教育庁	
公 共 文 教 施 設														
農 林 水 産 業 施 設														
公 共 土 木 施 設														
その他の公共施設														
小 計														
その他	農産被害													
	林産被害													
	畜産被害													
	水産被害													
	商工被害													
	林 地													
	県営林													
	その他													
被 害 総 額														

1 5 7 指定地方行政機関・指定地方公共機関

1 指定地方行政機関

1	九州管区警察局
2	福岡財務支局
3	九州厚生局
4	九州農政局（福岡支局）
5	九州森林管理局（福岡森林管理署）
6	九州経済産業局
7	九州産業保安監督部
8	九州運輸局（福岡運輸支局）
9	大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）
10	第七管区海上保安本部
11	福岡管区気象台
12	九州総合通信局
13	福岡労働局
14	九州地方整備局
15	九州防衛局
16	国土地理院九州地方測量部
17	九州地方環境事務所

2 指定地方公共機関

1	西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
2	福岡国際空港株式会社
3	福岡県トラック協会
4	大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
5	福岡県LPGガス協会
6	福岡県医師会
7	福岡県歯科医師会
8	福岡県看護協会
9	福岡県薬剤師会
10	西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社
11	戸畑共同火力株式会社
12	RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社
13	福岡県水難救済会
14	福岡県社会福祉協議会

158 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」(以下、「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門海峡、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶、港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流出又は大規模火災(以下「油等災害」という。)が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消火活動等及び海上災害を防止するための活動(以下「防災活動」という。)を講ずることをいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 流出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
 - (1) 流出油等防除マニュアルの作成
 - (2) 流出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
 - (3) 流出油等の防除活動の実施の推進
- 二 流出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 流出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、流出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(流出油防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構 成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員及び所要の委員をおく。

会長	1名
副会長	1名
会計幹事	2名

- 2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。
- 3 副会長及び会計幹事は、会長が委嘱する。
- 4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するものとする。
- 3 会計幹事は、会務の状況及び会計を監査する。
- 4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員の任期)

第9条 会長を除く役員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。

3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会が必要に応じ開催する。

4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項及びその他必要と認める事項を協議決定する。

2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。

3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(出 動)

第14条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に出動を要請することができる。

2 前項の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第15条 会長は、会員に出動要請をした場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

2 出動要請を受けた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。

3 防災活動は、出動した会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第15条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。

2 会長が必要と認めた場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第16条 防災活動に出動した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓 練)

第17条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(庶 務)

第18条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第19条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第20条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

付 則 この会則は、昭和51年10月28日から施行する。

付 則 この会則は、平成7年6月29日から施行する。

付 則 この会則は、平成8年7月24日から施行する。
付 則 この会則は、平成10年6月26日から施行する。
付 則 この会則は、平成19年10月25日から施行する。

159 福岡地区排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を福岡地区排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、福岡湾及びその周辺海域において、大量の油・有害液体物質の海上流出事故又は油・有害液体物質等の大規模火災が発生した場合における防災対策について必要な事項を協議し、事故等に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質等による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 この協議会は、大量の流出油・有害液体物質等の事故が発生した場合の油・有害液体物質等の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 福岡湾及びその周辺海域

概ね福岡湾及び宗像市鐘崎から志摩町碓石崎に至る福岡県沿岸の海域をいう。

② 大量の油・有害液体物質等の海上流出事故

船舶又は臨海施設等から大量の油・有害液体物質等が海上に流出し、船舶、港湾、沿岸等に著しい汚染を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合をいう。

③ 油類・有害液体物質等の大規模火災

船舶又は臨海施設等において、大規模の油、液化ガス、有害液体物質等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及び、又は及ぶおそれのある場合をいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の各号の業務を行う。

① 次の各事項からなる防災活動計画の協議に関すること。

イ 情報の収集及び連絡

ロ 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供

ハ 出動機関相互間の通信連絡

ニ 防災活動の推進

ホ その他必要事項

② 防災活動に必要な資器材及び施設の整備に関すること。

③ 防災活動の実施の推進に関すること。

④ 防災技術の調査研究及び訓練に関すること。

⑤ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の3第2項の海上保安庁長官に対する意見に関すること。

⑥ その他防災に必要な事項に関すること。

(構 成)

第5条 協議会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

(会 長)

第6条 協議会に会長1名を置き、福岡海上保安部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、年1回とし、臨時総会は、必要に応じ開催する。

3 会議は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正その他必要と認める事項を協議決定する。

4 会議は、会員2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会長は、必要と認める場合、会議に会員以外の者の出席を求め並びに学識経験者を招へいすることができる。

(幹事会)

第8条 協議会の活動を補佐するため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の所属する機関、団体、企業等（以下「機関等」という。）の職員のうちから、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じ、会長が招集する。

4 幹事会は、総会に付すべき事項、業務の実施に関する事項その他必要と認める事項について協議調整する。

（資料の提出）

第9条 会員は、その所属する機関等における防災対策に必要な資料を会長に提出するものとする。

（出動要請）

第10条 会長は、防災活動を必要とする場合、会員の全部若しくは一部に出動を要請することができる。

（出動及び指揮）

第11条 前条の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、資器材、船舶等の派遣若しくは施設の提供に努めるものとする。

2 防災活動は、出動した機関等のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（総合連絡調整本部）

第12条 会長は、防災活動を実施する場合は、直ちに総合連絡調整本部を設け、活動の連絡・調整を行うものとする。

2 前項の総合連絡調整本部が設けられた場合、第10条の出動要請を受けた会員又はこれに代わるべき者は、速やかに総合連絡調整本部に参集するものとする。

（経費の求償）

第13条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。ただし、会長が必要と認めた場合は、協議会において求償事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

（災害補償）

第14条 防災活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病し、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に定めがあるものの外、当該被災した者が所属する機関等が当たるものとする。

（訓 練）

第15条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

（庶 務）

第16条 協議会の庶務は、福岡海上保安部警備救難課が担当する。

（細目等の制定）

第17条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、第7条の会議で承認を得るものとする。

第18条 協議会は、他の排出油等防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

付 則

この会則は、平成11年7月2了日から施行する。

平成15年 9月 4日改正

平成16年 9月 8日改正

平成20年 2月 8日改正

160 有明海排出油等防除協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「有明海排出油等防除協議会」という。

(目 的)

第2条 本会は有明海沿岸海域及びその周辺海域において、大量の油又は有害液体物質(以下油等という。)の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の町政を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 本会は、大量の油等の海上排出事故が発生した場合の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)第43条の3第1項の協議会として活動する。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除活動に関する連携の推進
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び訓練
- (4) その他の排出油等の防除に関する必要な事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は、三池海上保安部警備救難課に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関会員 本会の目的に賛同する国の機関、自治体等
- (2) 企業会員 本会の目的に賛同する企業
- (3) 漁業会員 本会の目的に賛同する漁業活動等に従事する団体

(会 費)

第6条 本会の会費は、次の会員から徴収するものとする。

- (1) 企業会員
- (2) 漁業会員のうち福岡県有明海漁業協業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合

2 既納の会費は、返還しないものとする。

3 会費は、年会費として2,000円とする。

第3章 役員等

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
執行委員	17名
会計監事	2名

(役員を選出等)

第8条 会長は、三池海上保安部長をもってあてる。

2 副会長及び会計監事は、会員の中から互選により選出する。

3 執行委員は、会員の中から会長が委嘱する。

4 副会長、執行委員及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 執行委員は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営にあたる。

4 会計監事は、本会の会計について監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第10条 役員（会長を除く。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員（会長を除く。）に欠員を生じたときは、速やかに選出又は委嘱し、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、事業計画、予算決算、会則の改正その他重要事項を議決する。

(種別及び開催)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎会計年度終了後できるだけ早い時期に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 執行委員が必要と認めたとき。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、できるだけ早い時期に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の15日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第16条 会員は、次条の場合を除き、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、委任状の提出者を含め、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決権の行使を委任することができる。

第5章 執行委員会

(構成)

第18条 執行委員会は、会長、副会長及び執行委員をもって構成する。

(権能)

第19条 執行委員会は、次の事項を協議・推進する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 執行委員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 執行委員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 執行委員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、できるだけ早い時期に執行委員会を招集しなければならない。

3 執行委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、通

知しなければならない。

(議 長)

第22条 執行委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(書面評決)

第23条 執行委員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決権の行使を委任することができる。

(HNS 部会)

第24条 本会は、有害液体物質の防除に関する調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する検討並びに助言を行うためのHNS 部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は有害液体物の取扱い又は輸送を事業として行う会員で構成する。
- 3 部会に部会長1名を置く。
- 4 部会長は会長が指名する。
- 5 部会は必要の都度、会長又は部会長が招集する。
- 6 部会長は部会の意見を本会に報告する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第25条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理及び処分)

第26条 本会の財産は、事務局が管理し、その方法は執行委員会の承認を得るものとする。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事務局が作成し、毎会計年度開始前に整理し、次の総会において議決を得なければならない。

(暫定予算)

第28条 事務局は、総会における予算成立の日まで、前年度の予算に準じて当該年度の予算を執行することができる。

- 2 前項の収入支弁は、新たに成立した予算の収入支弁とみなす。

(事業報告及び決算)

第29条 事務局は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、通常総会の15日前までに会計幹事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

- 2 会計幹事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して事務局に提出しなければならない。

- 3 事務局は、前2項の書類及び報告書について、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事業活動

(情報提供)

第31条 会長は、大量の油等の排出があったときは、若しくはそのおそれがあるときは、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(出動)

第32条 会長は、海防法の規定により、排出油等の防除措置を講ずべき者がその措置を講じても海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合は、汚染の原因者である施設若しくは船舶の長又は船主あるいはその代理者との連絡を緊密にし、防除依頼の確認が取れた際には、本会会員の全部又は一部に対し、会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

2 会長は、原因者が不明の漂流油の処理についても、必要と認めた場合は、本会の活動の一環として防除活動を行うものとし、本会会員の全部又は一部に出動を求めることができる。

3 出動を求められた会員は、各会員の立場に応じて、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣するとともに、必要な施設の提供に努める。

(総合調整本部及び指揮)

第33条 会長は、会員による排出油等の防除活動が行われる場合は、直ちに三池海上保安部に総合調整本部を設置し、会長が本部長を務める。

2 出動の求めに応じ、防除活動を行う会員又はこれに代わる者は、速やかに総合調整本部に参集し、次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) 出動会員の連絡及び活動の調整
- (2) 防除資機材等の活用に関する調整
- (3) 防除活動の分担等に関する調整
- (4) 原因者との調整（防除活動、経費補償等）
- (5) 海上災害防止センターとの調整（防除活動、経費弁償等）
- (6) 他の災害対策本部等との調整
- (7) 会場におけるボランティアの活動内容等の調整

3 本会の事業を円滑に実施するため、排出油等防除活動マニュアルを別途定める。

4 会員は、総合調整本部との連絡を密にし、それぞれの立場に応じて、排出油等の防除、二次災害の防止等の対策を行う。

5 会長は、本会による防除活動の必要がなくなつたと認める場合は、総合調整本部を解散する。

(出動の解除)

第34条 会長は、第32条の求めにより派遣された人員、資機材、施設等の必要がなくなつたときは、その旨を当該会員に通知する。

(相互応援協定)

第35条 本会は、隣接の排出油等防除協議会等と相互応援協定を締結することができる。

2 隣接の排出油等防除協議会等に対し応援する場合又は同協議会等に対し応援を求める場合は、会長が判断、決定して行う。

(経費の負担及び求償事務)

第36条 油防除措置に要した経費の算出計上及び請求書作成の事務は、それぞれの出動機関が行う。

(災害補償)

第37条 排出油等の防除活動に出動した各会員に属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者の属する会員が行う。

(訓練)

第38条 会員の油等の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行う。

2 訓練に要した経費等については、原則として各参加機関の自己負担とするが、自己負担が適当でないものについては参加会員で負担する。

(備蓄資機材の保守管理等)

第39条 会員は、それぞれ保有する備蓄資機材について保守管理に努めるとともに、災害発生時の動員体制を確立しておく。

2 購入済みの油吸着マット等の資機材の保守管理は、事務局が行うものとする。

(資料の提出)

第40条 会員は、毎年1回（3月末現在）事務局へ別添「流出油防除資機材保有量等調査表」を提出し、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第41条 本会は、海防法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、

有明海沿岸海域に係る同法第 43 条の 5 第 1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

附 則

この会則は、平成 9 年 1 1 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 1 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 6 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 0 年 6 月 2 5 日から施行する。

1 6 1 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱

(目 的)

第1条 福岡県内で大規模災害が発生した場合において、県、北九州市、福岡市及び自衛隊が相互に緊密に連携し、自衛隊の災害派遣活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ 必要な事項を協議するため、福岡県大規模災害対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は次のとおりとする。

- 1 自衛隊の災害派遣活動内容に関すること。
- 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- 3 災害に関する情報連絡に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 その他、自衛隊の災害派遣を円滑に実施するための必要な事項

(委 員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

(議 長)

第4条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、協議会の議事を整理し、協議会の事務を総括する。
- 3 議長は、委員のうちから互選する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の定例会は、原則として年1回これを開催する。

- 2 議長は、各委員の要請により臨時の協議会を開催することができる。

(幹 事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補助する。

(幹事会の開催)

第7条 幹事により、幹事会を構成する。

- 2 幹事会の定例会は、原則として年2回これを開催する。
- 3 幹事の要請により、臨時の幹事会を開催することができる。

(協議会及び幹事会における関係者の出席)

第8条 協議会及び幹事会の開催に際しては、協議事項の内容に応じ、委員及び幹事のほか、必要な関係者の出席を要請することができるものとする。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、福岡県総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

別表1

委 員
陸上自衛隊第4師団司令部第3部長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部長
福岡県総務部長
北九州市消防局防災対策部長
福岡市市民局長

別表2

幹 事
陸上自衛隊第4師団司令部第3部防衛班長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室防衛主任
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課運用2班長
福岡県総務部消防防災課長
北九州市消防局防災対策部防災課長
福岡市市民局市民部課長（防災に関する総合調整担当）

162 福岡県災害対策本部条例

昭和37年10月25日
福岡県条例第61号
改正平成24年12月28日
福岡県条例第73号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、福岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

163 福岡県災害対策本部規程

(平成4年10月23日)
(福岡県災害対策本部規程第1号)
改正 平成 6年 4月27日
平成 8年 7月15日
平成10年 1月14日
平成10年 9月 7日
平成12年 2月23日
平成13年 3月 9日
平成14年 4月12日
平成14年10月30日
平成15年 3月 5日
平成16年11月10日
平成19年 6月22日
平成20年 7月 7日
平成22年 6月22日
平成24年 4月 1日
平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成27年11月 6日
平成28年 4月19日
平成29年 4月14日
平成30年 4月13日
令和 元年12月 6日
令和 2年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡県災害対策本部条例(昭和37年福岡県条例第61号)第5条の規定に基づき、福岡県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、福岡県庁内に置く。ただし、福岡県庁が被災により使用できないときは、福岡県地域防災計画の定めるところにより、次の順位により他の県の庁舎内に本部を置くものとする。

- 1 福岡県吉塚合同庁舎
- 2 福岡県福岡西総合庁舎
- 3 福岡県八幡総合庁舎

(副本部長及び本部員)

第3条 福岡県災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事をもって充てる。

- 2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各部の部長(福岡県水防計画に基づき水防本部が設置された場合における水防本部の水防長を含む。)、会計管理局长、企業局长、教育長、警察本部長及び総務部防災危機管理局长をもって充てる。

(本部会議及び総合指令部の設置)

第4条 本部に本部会議及び総合指令部を置く。

(本部会議)

第5条 本部会議は、災害に関する応急対策(以下「災害応急対策」という。)の基本的事項について協議決定する。

- 2 本部会議は、福岡県災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

(総合指令部)

第6条 総合指令部は、本部長が主宰して重要な災害応急対策のうち緊急に処理すべき個別的事項について迅速に意思決定し、本部員又は第8条第4項の規定に定める総合指令部付各班に対処措置を指示する。

- 2 総合指令部は、本部長、副本部長、総務部長及び総務部防災危機管理局长をもって構成する。

(本部組織)

第7条 本部に次に掲げる部を置く。

- 1 総務部
- 2 企画・地域振興部
- 3 人づくり・県民生活部
- 4 保健医療介護部
- 5 福祉労働部
- 6 環境部
- 7 商工部
- 8 農林水産部
- 9 県土整備部
- 10 建築都市部
- 11 会計管理部
- 12 企業部
- 13 教育部
- 14 公安部

- 2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長及び副部長は、それぞれ別表第1の当該欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部に別表第2に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。
- 5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第2に掲げる課(室)長を充て、班員には班長の所属する課(室)に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は部長の命を受けて班の事務(以下「班務」という。)を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事する。
- 7 公安部の班、班長及び班員については、公安部長が別に定めるものとする。

(総合指令部付各班)

第8条 総合指令部に、部付の班として総括班及び広報班を置く。

- 2 前項に定める各班のほか、災害に機動的に対処するため、総合指令部に緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班を置くものとする。
- 3 本部長は、前2項に定める各班のほか、必要があると認めるときは、総合指令部に災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班を置くことができる。
- 4 総務部長は、総括班、広報班、緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班(以下「総合指令部付各班」という。)の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 総合指令部付各班に班長及び班員を置き、総括班長及び広報班長には別表第2に掲げる課長を、班員には両班長の所属する課(総括班については、防災危機管理局)に勤務する職員をもって充て、緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班、被災者支援チーム及び臨時の班の班長及び班員には本部長が指名する職員をもって充てる。
- 6 本部長は、前条第5項及び前項の規定にかかわらず、必要に応じて、総括班の班員に、前項に規定する職員のほか、当該班長の所属する課以外の課に勤務する職員を充てることができる。
- 7 班長は、総務部長の命を受けて班務を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

第9条 削除

(部及び班の分掌事務)

第10条 部並びに第7条第4項及び第8条第1項から第3項までに定める班の分掌事務は、別表第3に定めるところによる。

- 2 本部長が必要があると認めるときは、前項に定める部及び班の分掌事務を臨時に変更し、部及び班に新たな事務を所掌させ、又は臨時の部及び班を置くことができる。
- 3 本部長は、第8条第3項及び前項に定める措置を講じた場合で必要と認めるときは、その旨を各部長に通知するなど、当該事務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。

(現地災害対策本部)

第10条の2 福岡県現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。

- 2 現地本部は、災害地に所在する県の庁舎内その他本部長が適当と認める場所に置く。

- 3 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）には、本部副部長及び本部班長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。
- 6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第3項及び第4項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第5項に規定する職以外の職を設けることができる。

（地方組織）

第11条 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、県の農林事務所内に、福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を、県の保健福祉環境事務所内に保健福祉環境班を、県の保健福祉事務所に保健福祉班を、県の県土整備事務所内、港務所内及び流域下水道事務所内に県土整備建築班をそれぞれ設置することができる。

（地方本部の名称、管轄区域及び組織等）

第12条 地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管 轄 区 域
福岡県災害対策福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 地方本部に地方本部長を置き、地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 地方本部長は、総務部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理するものとする。
ただし、次項に定める農林班の事務分掌については、関係する本部の部長の命を受けて処理するものとする。
- 4 地方本部に総括班及び農林班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 班長には、地方本部長が指名する職員を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 6 班長は、地方本部長の命を受けて班務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 7 地方本部の事務分掌は、別表第4の定めるところによる。
- 8 地方本部長は、緊急を要する場合には、総括班の事務分掌を農林班の事務分掌に優先して処理しなければならない。
- 9 地方本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める班のほか臨時の班を置き、分掌事務を臨時的に変更し、又は新たな事務を所掌させることができる。
- 10 地方本部長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

（保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班の名称、管轄区域及び組織等）

第12条の2 保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班（以下、「出先機関各班」という。）の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管 轄 区 域
筑紫保健福祉環境班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所の管轄区域
粕屋保健福祉班	福岡県粕屋保健福祉事務所の管轄区域
糸島保健福祉班	福岡県糸島保健福祉事務所の管轄区域
宗像・遠賀保健福祉環境班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域
嘉穂・鞍手保健福祉環境班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域
田川保健福祉班	福岡県田川保健福祉事務所の管轄区域
北筑後保健福祉環境班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
南筑後保健福祉環境班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域
京築保健福祉環境班	福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域

福岡県土整備建築班	福岡県福岡県土整備事務所の管轄区域
久留米県土整備建築班	福岡県久留米県土整備事務所の管轄区域
南筑後県土整備建築班	福岡県南筑後県土整備事務所の管轄区域
直方県土整備建築班	福岡県直方県土整備事務所の管轄区域
京築県土整備建築班	福岡県京築県土整備事務所の管轄区域
朝倉県土整備建築班	福岡県朝倉県土整備事務所の管轄区域
八女県土整備建築班	福岡県八女県土整備事務所の管轄区域
北九州県土整備建築班	福岡県北九州県土整備事務所の管轄区域
田川県土整備建築班	福岡県田川県土整備事務所の管轄区域
飯塚県土整備建築班	福岡県飯塚県土整備事務所の管轄区域
那珂県土整備建築班	福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域
苅田港務県土整備建築班	福岡県苅田港務所の管轄区域
流域下水道県土整備建築班	福岡県流域下水道事務所の管轄区域

- 2 班長には、当該事務所の長を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 3 班長は、関係する本部の部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 4 各班の事務分掌は、別表第4に定めるところによる。

(本部、地方本部、出先機関各班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班の設置基準)

第12条の3 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の24時間雨量が250ミリを超え、かつ、直近の1時間雨量が70ミリを超えたとき。
 - 二 前号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき。
 - 三 福岡県内に震度5強以上の地震が発生したとき。
 - 四 福岡県内に大津波警報が発表されたとき。
 - 五 その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めたとき。
- 2 本部長は、前項に該当する場合には、緊急初動班を設置する。
 - 3 本部長は、必要に応じ、災害対策現地情報連絡班を設置する。

(本部、地方本部及び出先機関各班の廃止)

第12条の4 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を廃止する。

- 一 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - 二 災害応急対策が完了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなったと認めた場合には、緊急初動班又は災害対策現地情報連絡班を廃止する。

(配 備)

第13条 本部長は、発生した災害又は発生が予想される災害の規模に応じて、別表第5に定める第1配備から第4配備までのうち適当な配備の規模を決定し、本部、地方本部及び出先機関各班を設置し、又は設置後において当該配備の規模を変更する。

- 2 本部長は、配備の規模を決定し、又は変更したときは、直ちに各部長及び地方本部長並びに出先機関各班の班長に当該配備の規模を指示する。

(配備要員及び連絡員)

第14条 各班の配備要員は、総括班、広報班、緊急初動班及び災害対策現地情報連絡班にあつては総務部長その他の班にあつては部長が、地方本部にあつては地方本部長が、出先機関各班にあつては班長が、配備の規模に応じて別表第5に定める人員をあらかじめ指名しておかなければならない。

- 2 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において緊急に配備すべき者をあらかじめ定めておかなければならない。
- 3 部長は、総合指令部及び各部との緊密な連絡を保持するため、別表第6に定める連絡員を置き、本部

設置と同時に連絡員を総合指令部付総括班に派遣するものとする。

- 4 配備要員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知ったとき又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。
- 5 班長（教育部及び公安部の班を除く。）は、配備要員名簿（様式第1号）を毎年4月1日に作成しておかなければならない。
- 6 部長（教育部長及び公安部長を除く。）、地方本部長及び出先機関各班の班長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、配備後直ちに電話報告し、事後速やかに配備報告（様式第2号）により本部長あて報告するものとする。
- 7 総合指令部、各部（教育部及び公安部を除く。）、各地方本部及び出先機関各班の班長は、班に配備要員従事記録（様式第3号）を備え、配備要員の実働状況を把握するものとする。

（災害状況等の報告）

第15条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定めるところにより、遅滞なく報告しなければならない。

（その他の事項）

第16条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第17条 災害救助法、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第18条 削除

第19条 この規程により処理した事項についての残務整理については、本部にあつては部長の職にあつた者、地方本部にあつては地方本部長の職にあつた者、出先機関各班にあつては班長の職にあつた者がこれに当たり、関係事績等を保管するものとする。

第20条 削除

（警戒本部及び警戒地方本部の設置基準）

第21条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- 二 前号に該当しない場合であっても、福岡県内に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想されるとき。
- 三 福岡県内に震度5弱の地震が発生したとき。
- 四 福岡県内に津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、その前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めたとき。

2 本部長は、前項第3号、第4号及び第5号に該当する場合には、緊急初動班を設置する。

（警戒本部）

第22条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部防災危機管理局長を、警戒副本部長には総務部防災危機管理局防災企画課長をもって充てる。
- 3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 警戒本部に別表第7に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる課長を充て、班員には班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 5 前項に定める各班のほか、地震及び津波に係る災害に機動的に対処するため、警戒本部に緊急初動班を置き、班長及び班員には総務部防災危機管理局が指名する職員をもって充てる。
- 6 警戒本部長は、前2項に定める班のほか、必要があると認めるときは、警戒本部に臨時の班を置くことができる。
- 7 班長（第5項に規定する緊急初動班の班長を除く。）は、別表第8に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。
- 8 班長は、警戒本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従

事する。

9 各班の事務分掌に関して必要な事項は、別表第9に定めるところによる。

(警戒地方本部)

第23条 警戒地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
福岡県災害警戒福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 警戒地方本部に警戒地方本部長を置き、警戒地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 警戒地方本部長は、総務部防災危機管理局の命を受けて、管轄区域内における被害等に関する情報の収集・伝達事務を処理するものとする。
- 4 警戒地方本部に、別表第10に掲げる班を置き、班長及び班員には警戒地方本部長の所属する農林事務所の職員の中から、警戒地方本部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 班長は、別表第10に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。
- 6 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において緊急に配備すべき者をあらかじめ定めておかねばならない。
- 7 班長は、警戒地方本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 8 警戒地方本部の事務分掌に関して必要な事項は、別表第11の定めるところによる。

(警戒本部及び警戒地方本部の廃止)

第24条 本部長は、次に掲げる場合には、警戒本部及び該当する地域の警戒地方本部を廃止する。

- 一 本部及び地方本部に移行したとき。
 - 二 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - 三 災害応急対策が終了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなったと認めた場合には、緊急初動班を廃止する。

(福岡県災害対策本部運営要綱等への委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、本部及び警戒本部の運営について必要な事項は、本部運営要綱の定めるところによる。

- 2 この規程及び本部運営要綱に定めるもののほか、各部、各地方本部、警戒本部及び警戒地方本部の運営について必要な事項は、当該部長、当該地方本部長、総務部防災危機管理局長及び当該警戒地方本部長がそれぞれ定める。

(福岡県災害警戒準備室)

第26条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、必要に応じて福岡県災害警戒準備室（以下「準備室」という。）を設置することができる。

- 2 準備室の設置基準等については、本部運営要綱の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部 名	部 長	副 部 長
総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 次 長 防 災 危 機 管 理 局 長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 空 港 対 策 局 長 国 際 局 長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長 私学振興・青少年育成局長 ス ポ ー ツ 局 長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医 監
福 祉 労 働 部	福 祉 労 働 部 長	福 祉 労 働 部 次 長 労 働 局 長 人権・同和对策局長
環 境 部	環 境 部 長	環 境 部 次 長
商 工 部	商 工 部 長	商 工 部 次 長 観 光 局 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長 水 産 局 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部 長	県 土 整 備 部 次 長 水 資 源 対 策 長
建 築 都 市 部	建 築 都 市 部 長	建 築 都 市 部 次 長
会 計 管 理 部	会 計 管 理 局 長	会計管理局会計課長
企 業 部	企 業 局 長	企業局管理課長
教 育 部	教 育 長	副 教 育 長
公 安 部	警 察 本 部 長	警 備 部 長

注 副部長が二人以上ある部において、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名する者が部長の職務を代理する。

別表第2（第7条、第8条関係）

名 称	班 名		班 長
総合指令部	総 括 班		防 災 企 画 課 長
	広 報 班		県民情報広報課長
総務部	秘 書 班		秘 書 室 長
	行政経営企画班		行政経営企画課長
	人 事 班		人 事 課 長
	財 政 班		財 政 課 長
	税 務 班		税 務 課 長
	財 産 活 用 班		財 産 活 用 課 長
	総務事務厚生班		総務事務厚生課長
企画・地域振興部	総 合 政 策 班		総 合 政 策 課 長
	広域地域振興班		広域地域振興課長
	市町村支援班		市町村支援課長
	情 報 政 策 班		情 報 政 策 課 長
	調 査 統 計 班		調 査 統 計 課 長
	交 通 政 策 班		交 通 政 策 課 長
	空 港 対 策 局	空 港 整 備 班	空 港 整 備 課 長
		空 港 計 画 班	空 港 計 画 課 長
	国 際 局	国 際 政 策 班	国 際 政 策 課 長
		地 域 班	地 域 課 長
	東京連絡班		東京事務所長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班		社会活動推進課長
	文化振興班		文 化 振 興 課 長
	男女共同参画推進班		男女共同参画推進課長
	生 活 安 全 班		生 活 安 全 課 長
	私学振興・青少年 育成局	政 策 班	政 策 課 長
		私 学 振 興 班	私 学 振 興 課 長
		青 少 年 育 成 班	青 少 年 育 成 課 長
	ス ポ ー ツ 局	ス ポ ー ツ 企 画 班	ス ポ ー ツ 企 画 課 長
		ス ポ ー ツ 振 興 班	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
保健医療介護部	保健医療介護総務班		保健医療介護総務課長
	健 康 増 進 班		健 康 増 進 課 長
	保 健 衛 生 班		保 健 衛 生 課 長
	医 療 指 導 班		医 療 指 導 課 長
	薬 務 班		薬 務 課 長
	医 療 保 険 班		医 療 保 険 課 長
	高齢者地域包括ケア推進班		高齢者地域包括ケア推進課長
	介 護 保 険 班		介 護 保 険 課 長
福祉労働部	福 祉 総 務 班		福 祉 総 務 課 長
	子 育 て 支 援 班		子 育 て 支 援 課 長
	児 童 家 庭 班		児 童 家 庭 課 長
	障 害 者 福 祉 班		障 害 者 福 祉 課 長
	保 護 ・ 援 護 班		保 護 ・ 援 護 課 長
	労 働 局	労 働 政 策 班	労 働 政 策 課 長
		新雇用開発班	新雇用開発課長
		職業能力開発班	職業能力開発課長
	人権・同和対策局	調 整 班	調 整 課 長

名 称	班 名		班 長
環 境 部	環 境 政 策 班		環 境 政 策 課 長
	環 境 保 全 班		環 境 保 全 課 長
	循環型社会推進班		循環型社会推進課長
	廃棄物対策班		廃棄物対策課長
	監 視 指 導 班		監 視 指 導 課 長
	自 然 環 境 班		自 然 環 境 課 長
商 工 部	商 工 政 策 班		商 工 政 策 課 長
	中小企業振興班		中小企業振興課長
	新事業支援班		新事業支援課長
	中小企業技術振興班		中小企業技術振興課長
	新産業振興班		新産業振興課長
	工 業 保 安 班		工 業 保 安 課 長
	企 業 立 地 班		企 業 立 地 課 長
	観 光 局	観 光 政 策 班	観 光 政 策 課 長
		観 光 振 興 班	観 光 振 興 課 長
農林水産部	農林水産政策班		農林水産政策課長
	農山漁村振興班		農山漁村振興課長
	食の安全・地産地消班		食の安全・地産地消課長
	団 体 指 導 班		団 体 指 導 課 長
	輸 出 促 進 班		輸 出 促 進 課 長
	園 芸 振 興 班		園 芸 振 興 課 長
	水田農業振興班		水田農業振興課長
	経営技術支援班		経営技術支援課長
	畜 産 班		畜 産 課 長
	農村森林整備班		農村森林整備課長
	林 業 振 興 班		林 業 振 興 課 長
	水 産 局	漁 業 管 理 班	漁 業 管 理 課 長
		水 産 振 興 班	水 産 振 興 課 長
県土整備部	県土整備総務班		県土整備総務課長
	企 画 班		企 画 課 長
	用 地 班		用 地 課 長
	道 路 維 持 班		道 路 維 持 課 長
	道 路 建 設 班		道 路 建 設 課 長
	河 川 管 理 班		河 川 管 理 課 長
	河 川 整 備 班		河 川 整 備 課 長
	港 湾 班		港 湾 課 長
	砂 防 班		砂 防 課 長
	高速道路対策班		高速道路対策室長
	水資源対策班		水資源対策課長
建築都市部	建築都市総務班		建築都市総務課長
	都 市 計 画 班		都 市 計 画 課 長
	建 築 指 導 班		建 築 指 導 課 長
	公 園 街 路 班		公 園 街 路 課 長
	下 水 道 班		下 水 道 課 長
	住 宅 計 画 班		住 宅 計 画 課 長
	県 営 住 宅 班		県 営 住 宅 課 長
	営 繕 設 備 班		営 繕 設 備 課 長
会計管理部	会 計 班	会 計 課 長	
企 業 部	管 理 班	管 理 課 長	

名 称	班 名	班 長
教 育 部	総 務 企 画 班	総 務 企 画 課 長
	財 務 班	財 務 課 長
	教 職 員 班	教 職 員 課 長
	施 設 班	施 設 課 長
	文 化 財 保 護 班	文 化 財 保 護 課 長
	高 校 教 育 班	高 校 教 育 課 長
	義 務 教 育 班	義 務 教 育 課 長
	特別支援教育班	特別支援教育課長
	人権・同和教育班	人権・同和教育課長
	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長
	社 会 教 育 班	社 会 教 育 課 長
注 公安部については、公安部長が別に定める。		

別表第3（第10条関係）

名 称	班 名	分 掌 事 務
総合指令部	総 括 班	1 本部会議に関すること。
		2 各部及び地方本部との連絡調整に関すること。
		3 本部の庶務に関すること。
		4 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に関すること。
		5 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関すること。
		6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく諸対策に関すること。
		7 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること。
		8 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に関すること。
		9 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に関すること。
		10 政府、国会、その他関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること。
		11 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に関すること。
		12 災害時における通信の確保に関すること。
		13 気象・水象情報の収集、伝達に関すること。
		14 被害情報の収集及び連絡に関すること。
		15 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、災害情報センター、災害ボランティア班、及び臨時の班の指導に関すること。
		16 渉外に関すること。
		17 災害資料の作成及び災害記録に関すること。
		18 市町村、消防機関の動員等についての指示に関すること。
		19 災害時における危険物の取扱に関すること。
		20 県防災行政無線の運用管理に関すること。
		21 災害用諸物資の輸送に関すること。
		22 他部の所管に属さないこと。
	広 報 班	1 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 2 広報車の現地派遣に関すること。 3 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。
	緊急初動班	1 本部又は警戒本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること。 2 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること。 3 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。
	災害対策現地情報連絡班	1 本部設置後における災害情報の収集及び災害応急対策の支援等に関すること。 2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。

総合指令部	災害情報センター		1 県民に対する各種情報の提供に関すること。
	災害ボランティア班		1 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に関すること。
	被災者支援チーム		1 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関すること。
総 務 部	秘書班		1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	行政経営企画班		1 部内の連絡調整に関すること。 2 防災功労者の表彰に関すること。 3 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。
	人事班		1 職員の動員に関すること。 2 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱い等に関すること。
	財政班		1 災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関すること。 2 県議会との連絡に関すること。
	税務班		1 災害による県税の猶予及び減免に関すること。
	財産活用班		1 本部の設営に関すること。 2 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関すること。 3 庁用自動車の配車に関すること。 4 公用財産の応急貸与に関すること。 5 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。
	総務事務厚生班		1 職員の健康管理に関すること。 2 り災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 3 災害従事職員の公務災害に関すること。 4 災害対策応急物品の購入・検収の総括に関すること。
企画・地域振興部	総合政策班		1 部内の連絡調整に関すること。 2 大災害時における本部長の特命事項に関すること。
	広域地域振興班		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	市町村支援班		1 り災市町村の行財政の助言等に関すること。
	情報政策班		1 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。
	調査統計班		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	交通政策班		1 災害時における公共交通機関の調整に関すること。 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること。
	空 港 対 策 局	空 港 整備班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		空 港 計画班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	国 際 局	国 際 政 策班	1 災害時の外国人渉外に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		地 域 班	1 災害時の外国人渉外に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	東京連絡班		1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
人づくり・県民生活部	社会活動推進班	1 部内の連絡調整に関すること。
	文化振興班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	男女共同参画推進班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	生活安全班	1 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。
	私学振興・青少年育成局	政策班 1 公立大学法人の災害対策指導及び災害復旧に関すること。
		私学振興班 1 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関すること。
		青少年育成班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	スポーツ局	スポーツ企画班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		スポーツ企画班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
保健医療介護部	保健医療介護総務班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。
	健康増進班	1 被災者の健康管理に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院患者の応援救護及び援助に関すること。 3 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。
	保健衛生班	1 災害時における食品衛生に関すること。 2 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。 3 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設の管理に関すること。 4 被災した愛護動物の救護及び逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 5 火葬場の施設の管理に関すること。 6 災害時の防疫に関すること。 7 防疫資材の準備に関すること。 8 感染症法に基づく勧告入院患者及び措置入院患者の応援救護及び援助に関すること。
	医療指導班	1 災害による医療及び助産に関すること。 2 救護班の編成及び派遣に関すること。 3 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 4 被災者の応急救護に関すること。 5 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。
	薬務班	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。 2 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。
	医療保険班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	高齢者地域包括ケア推進班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	介護保険班	1 災害救助活動の応援に関すること。 2 介護老人保健施設及び老人福祉施設の災害応急復旧に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
福祉労働部	福祉総務班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助の市町村指導に関すること。 5 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 7 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 8 その他災害救助法に関すること。 9 公用令書の発行に関すること。 10 義援金品の出納及び保管に関すること。 11 社会福祉施設の災害応急復旧に関すること。 12 災害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量把握に関すること。 13 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関すること。
	子育て支援班	1 災害救助活動の応援に関すること。 2 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）、届出保育施設の災害応急復旧に関すること。
	児童家庭班	1 災害救助活動の応援に関すること。 2 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園以外）の災害応急復旧に関すること。
	障害者福祉班	1 災害救助活動の応援に関すること。 2 障害福祉施設の災害応急復旧に関すること。
	保護・援護班	1 り災者の生活保護に関すること。 2 り災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関すること。
	労働局	労働政策班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		新雇用開発班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
		職業能力開発班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	人権・同和对策局	調整班 1 災害救助活動の応援に関すること。
環境部	環境政策班	1 部内の連絡調整に関すること。
	環境保全班	1 災害時における公害対策に関すること。
	循環型社会推進班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	廃棄物対策班	1 災害地の環境衛生の整備に関すること。 2 災害時の廃棄物処理の指導に関すること。
	監視指導班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	自然環境班	1 災害地の自然公園施設に関すること。
商工部	商工政策班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関すること。 3 応急措置を実施するための救助用物資等の保管命令又は収用命令に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
商 工 部	中小企業振興班	1 商店街関係の災害応急対策に関する事。 2 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあっせんに関する事。 3 り災に伴う中小企業者の金融に関する事。 4 り災中小企業者の経営指導に関する事。
	新事業支援班	1 貿易関係の災害応急対策に関する事。
	中小企業技術振興班	1 り災中小企業者の復旧の技術指導に関する事。
	新産業振興班	1 新産業プロジェクト関係の災害応急対策に関する事。
	工業保安班	1 採石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関する事。
	企業立地班	1 誘致企業の災害応急対策に関する事。
	観 光 局	1 観光関係の災害応急対策に関する事。
		1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
農林水産部	農林水産政策班	1 部内の連絡調整に関する事。
	農山漁村振興班	1 特用林産物及び生産施設の被害の実態把握に関する事。
	食の安全・地産地消班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
	団体指導班	1 農業金融に関する事。 2 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあっせんに関する事。 3 農業共済金の早期支払に関する事。 4 農業協同組合の被害対策に関する事。
	輸出促進班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
	園芸振興班	1 園芸・特用作物及び生産施設の被害の実態把握に関する事。 2 応急措置用園芸・特用作物の種苗の補給に関する事。
	水田農業振興班	1 稲、麦、大豆の被害の実態把握に関する事。 2 救助用米穀の確保及び供給に関する事。 3 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関する事。 4 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関する事。
	経営技術支援班	1 所管出先機関との連絡に関する事。 2 農作物の被害状況の収集に関する事。 3 農作物の技術対策に関する事。 4 農作物の病虫害防除に関する事。
	畜産班	1 家畜、飼料作物及び畜産施設の被害の実態把握に関する事。 2 家畜伝染病の防疫に関する事。 3 家畜飼料の補給対策に関する事。 4 応急措置用副食物の確保に関する事。
	農村森林整備班	1 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び応急復旧に関する事。 2 部所管の海岸堤防の応急復旧に関する事。 3 冠水農地の排水に関する事。 4 部所管の地すべり、土砂崩壊による応急復旧に関する事。 5 林道及び山地災害に関する被害情報の収集及び応急復旧に関する事。

名 称	班 名		分 掌 事 務
農林水産部	林業振興班		1 森林・林業関係の被害情報の収集に関すること。（林道及び山地災害に関するものを除く。） 2 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は収容命令に関すること。 3 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関すること。 4 災害復旧用林業用種苗の確保及びあっせんに関すること。
	水産局	漁業管理班	1 応急処置用水産物の確保及びあっせんに関すること。 2 応急救助用船艇のあっせんに関すること。 3 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びにあっせんに関すること。 4 り災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧資金の融資に関すること。
		水産振興班	1 水産共同施設の応急復旧に関すること。 2 漁港及び漁港区域内海岸の応急復旧に関すること。 3 高潮対策に関すること。 4 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関すること。
県土整備部	県土整備総務班		1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急措置についての工作班編成及び派遣に関すること。 3 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。
	企画班		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	用地班		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	道路維持班		1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関すること。 3 通行規制の情報に関すること。
	道路建設班		1 道路及び橋りょうの応急復旧工事の応援に関すること。
	河川管理班		1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	河川整備班		1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。
	港湾班		1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 港湾及び海岸の災害応急復旧措置に関すること。 3 災害時における海上輸送航路の啓開に関すること。
	砂防班		1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。
	高速道路対策班		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	水資源対策班		1 総合的な水対策に関すること。 2 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 3 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。 4 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。
建築都市部	建築都市総務班		1 部内の連絡調整に関すること。
	都市計画班		1 被災宅地の危険度判定に関すること。
	建築指導班		1 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 2 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災市街地における建築制限に関すること。 5 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
建築都市部	公園街路班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。
	下水道班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 下水道の災害応急復旧措置に関すること。
	住宅計画班	1 災害公営住宅に関すること。
	県営住宅班	1 県営住宅の応急修理に関すること。 2 応急仮設住宅の建築に関すること。 3 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に関すること。
	営繕設備班	1 県有建物の応急修理に関すること。 2 応急仮施設の建設に関すること。 3 応急仮設住宅の建設における設備に関すること。
会 計 部	会 計 班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
企 業 部	管 理 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 県営発電所の災害応急復旧措置に関すること。 3 工業用水道の災害応急復旧措置に関すること。
教 育 部	総務企画班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 事務局職員の動員に関すること。 3 広報に関すること。 4 市町村支援班との連絡調整に関すること。
	財 務 班	1 災害復旧予算に関すること。 2 り災者に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。
	教 職 員 班	1 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること。 2 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること。 3 教職員の保健管理に関すること。
	施 設 班	1 文教施設設備の災害予防に関すること。 2 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること。 3 文教施設の災害復旧に関すること。
	文化財保護班	1 文化財の保護に関すること。
	高校教育班	1 県立高等学校並びに県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における教職員及び生徒に対する防災知識並びに交通安全について知識の普及に関すること。 2 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。 3 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。 4 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。 5 育英補助に関すること。
	義務教育班	1 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 2 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること。 3 市町村立学校における応急教育の方法に関すること。 4 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。
	特別支援教育班	1 県立特別支援学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識並びに交通安全についての知識の普及に関すること。 2 県立特別支援学校における幼児児童生徒の避難に関すること。 3 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること。 4 県立特別支援学校における幼児児童生徒に対する教科書、教材の確保に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
教 育 部	人権・同和教育班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	体育スポーツ健康班	1 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 2 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 3 被災学校の給食の指導に関すること。 4 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 5 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 6 体育関係諸団体との連絡に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設及び設備の被害予防並びに災害復旧に関すること。 2 社会教育関係諸団体との連絡に関すること。

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第4（第12条関係）

【地方本部分掌事務】

班 名	分 掌 事 務
総 括 班	1 総合指令部総括班が行う現地調査業務の補完及び当該収集した情報の総合指令部総括班への報告に関すること。 2 総合指令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 3 総合指令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合指令部総括班への報告に関すること。 4 その他総務部長が指示した事項に関すること。
農 林 班	1 農林関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関すること。 2 救助用食糧の確保及び供給に関すること。 3 総括班の応援に関すること。

【出先機関各班分掌事務】

班 名	分 掌 事 務
保 健 福 祉 環 境 班 保 健 福 祉 班	1 災害救助法の適用に係る調査報告に関すること。 2 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関すること。 3 災害救助法に基づく業務命令に関すること。 4 災害救助物資の調達に関すること。 5 社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 6 義援物資の受付、出納及び保管に関すること。 7 災害救助に関する他班との連絡調整に関すること。 8 医療、助産及び埋葬に関すること。 9 食品衛生、飲料水等に関すること。 10 り災者の栄養指導に関すること。 11 防疫及び清掃に関すること。 12 救護班の編成及び救護の実施に関すること。 13 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関すること。 14 その他保健衛生に関すること。

県土整備建築班	1 水防活動に関すること。 2 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。 3 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 5 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。 6 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。 7 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること。 8 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 9 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。
---------	--

別表第5（第13条、第14条関係関係）

1 本部配備要員数

名 称	班 名	配備要員定数（人）			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
総合指令部	総 括 班	44	44	44	全 員
	広 報 班	3	3	5	全 員
	緊 急 初 動 班	20	35	70	70
	災害対策現地情報連絡班	必要に応じて要員を配備			
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
	小 計	47	47	49	
総 務 部	秘 書 班	1	1	2	全 員
	行政経営企画班	1	2	3	全 員
	人 事 班	1	2	3	全 員
	財 政 班	1	2	3	全 員
	税 務 班			2	全 員
	財産活用班	3	8	12	全 員
	総務事務厚生班		1	2	全 員
	小 計	7	16	27	
企画・地域振興部	総合政策班	1	2	2	全 員
	広域地域振興班			2	全 員
	市町村支援班			2	全 員
	情報政策班			1	全 員
	調査統計班			1	全 員
	交通政策班			1	全 員
	空 港	空港整備班		1	全 員
	対策局	空港計画班		1	全 員
		国際政策班		1	全 員
	国際局	地 域 班			全 員
	東京連絡班			2	全 員
	小 計	1	2	14	
人づくり・県民生活部	社会活動推進班	1	1	1	全 員
	文化振興班				全 員
	男女共同参画推進班				全 員
	生活安全班			1	全 員
	私学振興・青少年育成局	政 策 班		1	全 員
		私学振興班		1	全 員
		青少年育成			全 員
	スポーツ局	スポーツ企画班			全 員
		スポーツ振興班			全 員
	小 計	1	1	4	

保健医療介護部	保健医療介護総務班		2	3	5	全 員
	健康増進班		1	3	10	全 員
	保健衛生班				3	全 員
	医療指導班		1	3	7	全 員
	薬 務 班			1	3	全 員
	医療保険班			2	8	全 員
	高齢者地域包括ケア推進班				2	全 員
	介護保険班		1	1	3	全 員
	小 計		5	13	41	
福祉労働部	福祉総務班		2	3	5	全 員
	子育て支援班		1	1	2	全 員
	児童家庭班		1	2	8	全 員
	障害者福祉班		1	1	3	全 員
	保護・援護班			3	8	全 員
	労働局	労働政策班		1	1	全 員
		新雇用開発班			1	全 員
		職業能力開発班			1	全 員
	人権・同 和対策局	調 整 班			2	全 員
	小 計		5	11	31	
環 境 部	環境政策班		1	1	2	全 員
	環境保全班			1	2	全 員
	循環型社会推進班					全 員
	廃棄物対策班			1	2	全 員
	監視指導班					全 員
	自然環境班				1	全 員
	小 計		1	3	7	
商 工 部	商工政策班		1	2	3	全 員
	中小企業振興班		1	1	1	全 員
	新事業支援班				1	全 員
	中小企業技術振興班				1	全 員
	新産業振興班				1	全 員
	工業保安班		1	1	2	全 員
	企業立地班			1	1	全 員
	観光局	観光政策班			1	全 員
		観光振興班			1	全 員
	小 計		3	5	12	
農林水産部	農林水産政策班		2	3	5	全 員
	農山漁村振興班				3	全 員
	食の安全・地産地消班				3	全 員
	団体指導班				3	全 員
	輸出促進班				1	全 員
	園芸振興班		2	2	4	全 員
	水田農業振興班				3	全 員
	経営技術支援班		2	2	4	全 員
	畜 産 班				2	全 員
	農村森林整備班		2	2	5	全 員
	林業振興班		1	2	3	全 員
	水産局	漁業管理班	1	1	2	全 員
		水産振興班	1	1	2	全 員
	小 計		11	13	40	

県土整備部	県土整備総務班	2	4	4	全 員
	企 画 班	2	2	3	全 員
	用 地 班		4	4	全 員
	道路維持班	8	1 6	1 6	全 員
	道路建設班	1	8	8	全 員
	河川管理班	1 3	2 7	2 7	全 員
	河川整備班				全 員
	港 湾 班	2	4	4	全 員
	砂 防 班	4	8	8	全 員
	高速道路対策班	2	2	2	全 員
	水資源対策班	1	1	2	全 員
	小 計	3 3	7 4	7 6	
建築都市部	建築都市総務班	2	2	4	全 員
	都市計画班	1	1	4	全 員
	建築指導班		2	5	全 員
	公園街路班	1	4	4	全 員
	下水道班	1	4	4	全 員
	住宅計画班		2	6	全 員
	県営住宅班	1	3	1 0	全 員
	営繕設備班		4	1 0	全 員
	小 計	6	2 2	4 7	
会計管理部	会 計 班	1	2	3	全 員
	小 計	1	2	3	
企 業 部	管 理 班	1	2	4	全 員
	小 計	1	2	4	
合 計		1 2 4	2 1 5	3 5 6	

2 地方本部配備要員数

名 称	班 名	配備要員定数（人）			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
福岡地方本部 (福岡農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農 林 班	2	3	1 0	全 員
両 筑 地 方 本 部 (朝倉農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農 林 班	2	3	1 0	全 員
	(合所ダム管理出張所)	全 員	全 員	全 員	全 員
北九州地方本部 (八幡農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農 林 班	2	3	1 0	全 員
筑 豊 地 方 本 部 (飯塚農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農 林 班	2	3	1 0	全 員
筑 後 地 方 本 部 (筑後農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農 林 班	2	3	1 0	全 員
京 築 地 方 本 部 (行橋農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農 林 班	2	3	1 0	全 員

3 出先機関各班配備要員数

班 名	配備要員定数（人）			
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
筑紫保健福祉環境班	2	4	25	全員
粕屋保健福祉班	2	4	15	全員
糸島保健福祉班	2	4	10	全員
宗像・遠賀保健福祉環境班	2	4	25	全員
嘉穂・鞍手保健福祉環境班	2	4	25	全員
田川保健福祉班	2	4	20	全員
北筑後保健福祉環境班	2	4	20	全員
南筑後保健福祉環境班	2	4	25	全員
京築保健福祉環境班	2	4	15	全員
班 名	配備要員定数（人）			
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
福岡県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
福岡県土整備建築班 （前原支所）	10	所属職員の半数	全員	全員
福岡県土整備建築班 （鳴淵・猪野ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
福岡県土整備建築班 （瑞梅寺ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
久留米県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
久留米県土整備建築班 （藤波ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
南筑後県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
南筑後県土整備建築班 （柳川支所）	10	所属職員の半数	全員	全員
直方県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
直方県土整備建築班 （力丸・犬鳴ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
直方県土整備建築班 （福智山ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
京築県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
京築県土整備建築班 （行橋支所）	10	所属職員の半数	全員	全員
京築県土整備事務所建築班 （伊良原管理ダム出張所）	全員	全員	全員	全員
朝倉県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
八女県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
八女県土整備建築班 （日向神ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
北九州県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
北九州県土整備建築班 （宗像支所）	10	所属職員の半数	全員	全員
北九州県土整備建築班 （ます湊ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
田川県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
田川県土整備建築班 （油木ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
田川県土整備建築班 （陣屋ダム管理出張所）	全員	全員	全員	全員
飯塚県土整備建築班	10	所属職員の半数	全員	全員

那 珂 県 土 整 備 建 築 班	10	所属職員の半数	全 員	全 員
那 珂 県 土 整 備 建 築 班 (南畑ダム・五ヶ山管理出張所)	全 員	全 員	全 員	全 員
那 珂 県 土 整 備 建 築 班 (山神・牛頸・北谷ダム管理出張所)	全 員	全 員	全 員	全 員
苅 田 港 務 県 土 整 備 建 築 班	5	所属職員の半数	全 員	全 員
流 域 下 水 道 県 土 整 備 建 築 班	2	所属職員の半数	全 員	全 員

注1 教育部及び公安部配備要員数については、部長が別に定める。

2 配備要員定数には、班長を含まない。

3 所属職員の半数の算定は端数を切り上げる。

4 小計及び合計には、緊急初動班を含まない。

5 上記定数とは別に、長期化した際の体制を必要とする場合がある。

別表第6 (第14条関係)

部 名	班 名	連 絡 員
総 合 指 令 部	広 報 班	県民情報広報課課長補佐
総 務 部	行政経営企画班	行政経営企画課副課長
	人 事 班	人 事 課 副 課 長
	財 政 班	財 政 課 副 課 長
	総 合 政 策 班	総 合 政 策 課 副 課 長
企画・地域振興部	社会活動推進班	社会活動推進課副課長
人づくり・県民生活部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課副課長
福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課企画広報監
環境部	環境政策班	環境政策課副課長
商工部	商工政策班	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課副課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課副課長
会計管理部	会 計 班	会 計 課 副 課 長
企業部	管 理 班	管 理 課 課 長 補 佐
教育部	総務企画班	総務企画課副課長
公安部	警 備 班	危機管理対策室長

別表第7 (第22条関係)

班 名	班 長 名
総 括 班	防 災 企 画 課 長
広 報 班	県民情報広報課長
福祉総務班	福祉総務課長
農林水産政策班	農林水産政策課長
道 路 班	道 路 維 持 課 長
河 川 班	河 川 管 理 課 長
砂 防 班	砂 防 課 長

別表第8 (第22条関係)

班 名	配 備 要 員 定 数
総 括 班	10 名
広 報 班	2 名
福祉総務班	2 名
農林水産政策班	2 名
道 路 班	1 名
河 川 班	1 名
砂 防 班	1 名
計	19 名

注1 配備要員定数には、班長を含まない。

2 水防本部が設置された場合には、道路班、河川班及び砂防班の配備要員は水防本部との兼務職員として配備する。

別表第9（第22条関係）

【警戒本部分掌事務】

班 名	分 掌 事 務
総 括 班	1 警戒本部の会議に関する事。 2 各部及び警戒地方本部との連絡調整に関する事。 3 警戒本部の庶務に関する事。 4 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関する事。 5 災害対策基本法に基づく諸対策に関する事。 6 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事。 7 災害救助活動及び水防活動の実施推進調整に関する事。 8 警戒本部及び警戒地方本部の設置又は廃止に関する事。 9 災害時における通信の確保に関する事。 10 気象・水象情報の収集、伝達に関する事。 11 被害情報の収集及び連絡に関する事。 12 市町村、消防機関の動員等についての指示に関する事。 13 県防災行政無線の運用管理に関する事。 14 災害用諸物資の輸送に関する事。 15 他部に属さない事。
広 報 班	1 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関する事。
福 祉 総 務 班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 3 災害救助法の適用に関する事。 4 災害救助の市町村指導に関する事。 5 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。 7 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 8 その他災害救助法に関する事。 9 公用令書の発行に関する事。
農林水産政策班	1 部内の連絡調整に関する事。
道 路 班	1 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 2 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関する事。
河 川 班	1 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 2 河川の被害調査及び災害応急復旧措置に関する事。
砂 防 班	1 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 2 砂防施設の災害応急復旧措置に関する事。

別表第10（第23条関係）

班 名	配 備 要 員 定 数
総 括 班	6名（ただし、情報連絡員を置かない場合は、2名）

注 配備要員定数は、班長を含まない。

別表第11（第23条関係）

【警戒地方本部分掌事務】

名 称	分 掌 事 務
警戒地方本部 総括班	1 警戒本部総括班が行う現地調査業務の報告に関する事。 2 警戒本部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関する事。 3 警戒本部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関する事。 4 その他警戒本部長が指示した事項に関する事。

配 備 要 員 名 簿

平成 年 月 日

〇〇部〇〇班（または〇〇地方本部〇〇班）

[illegible]

- (注) 1. (人) 内には、別表第5に規定する配備要員定数を記入する。
2. 第1配備から第3配備までの頃は、該当するものに○印を記入する。
なお、予備員として約半数を△印にて表示するものとする。

(日本工業規格A4)

配 備 報 告

平成 年 月 日
 ○○部長 氏 名
 （または地方本部長）

1. 配備の規模 第 配備
2. 配備の規模の指示 受領日時 月 日 時 分
3. 配備完了日時 月 日 時 分
4. 配備の状況

班 名	配備要員 定 数	配 備 人 員	配備完了時分	備 考

（日本工業規格A4）

様式第3号（第14条関係）

配 備 要 員 従 事 記 録

平成 年 月 日

〇〇部（ または〇〇地方本部）

〇〇班長 氏 名

氏 名	職務 の 等級	号給	月 日	勤 務 時 間	100分の125 (100分の135)			100分の150			計	備 考
					時 間	単 価	金 額	時 間	単 価	金 額		
						円	円		円	円		
計												

（注）1. 「勤務時間」の項は、正規の勤務時間外に勤務した時間を記入すること。（日本工業規格A4）

なお、休息等のため勤務を中断した場合における中断後の勤務時間は、欄を改めて記入すること。

2. 時間外勤務手当を請求する場合の提出部数は、2部とする。

164 福岡県災害対策本部運営要綱

(昭和39年3月23日決裁)

改正 昭和45年7月10日

昭和53年4月21日

平成 6年4月 1日

平成10年10月1日

平成17年 4月 1日

1 趣 旨

この要綱は、福岡県災害対策本部条例（昭和37年福岡県条例第61号）及び福岡県災害対策本部規程（昭和39年4月福岡県災害対策本部規程第1号。以下「本部規程」という。）に基づく福岡県災害対策本部（以下「本部」という。）及び福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）並びに福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）の事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 雨量観測局

本部規程第12条の3第1項第1号に定める山間部に設置された雨量観測局は、別表1のとおりとする。

3 連絡の経路及び方法

- (1) 本部の設置及び廃止については、別表2のとおり、総合指令部総括班（以下「本部総括班」という。）長から各連絡員を通じて連絡する。
- (2) 地方本部の設置及び廃止については、本部総括班長から地方本部長へ電話その他の通信手段を利用して通知する。
- (3) 出先機関各班の設置及び廃止については、関係する本部の部長から班長へ電話その他の通信手段を利用して通知する。
- (4) 本部規程第12条の3第1項第3号及び第4号の規定により本部、地方本部、出先機関各班及び緊急初動班が設置された場合には、配備要員は自主参集するものとし、勤務時間外の場合には、併せて各班の班長から電話その他の通信手段を利用して通知するものとする。

4 本部会義

- (1) 会議の招集については、本部総括班長から連絡員を通じて本部員へ連絡する。
- (2) 本部員が事故その他の事由により、会議の招集に応じられないときは、代理者を出席させなければならない。
- (3) 本部長は、本部会義の議長となる。
- (4) 会議の日時、場所、出席者及び会議の概要は、文書により記録する。

5 部の設置場所

- (1) 総合指令部の設置場所は、災害の規模等に応じて財産活用班長が本部総括班長と協議して定める。
- (2) その他の部の位置は、各部、会計管理局、企業局、教育庁及び県警察本部とする。
- (3) 本部を設置したときは、財産活用班において次の事項について、速やかに整備するものとする。

- ア 総合指令部に必要な備品
- イ 本部の電話機取付整備
- ウ その他本部設置に必要と認めるもの

6 連絡員の任務

本部総括班に派遣された各部の連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 本部情報の担当部への通報及び部長への報告
- (2) 担当部の応急対策実施状況の本部への報告
- (3) 担当部の問題事項の措置及び担当部内への連絡・調整
- (4) 災害情報センター開設時における担当部の相談事項の調整

7 配備要員の勤務体制

- (1) 本部総括班、広報班、福祉総務班、農林水産政策班、道路班、河川班及び砂防班並びに地方本部は、原則として交替による24時間勤務体制をとるものとする。

p

- (2) (1)以外の本部各班及び出先機関各班は、通常の勤務体制とする。ただし、緊急に対処すべき事項が発生した場合には、この限りでない。

8 緊急初動班

本部又は警戒本部に置く緊急初動班の要員は、原則として本部の第1配備から第3配備の配備要員以外の者で、県庁近隣に居住する職員の中からあらかじめ指定しておくものとする。

9 災害情報センター

- (1) 災害情報センターは、おおむね本部の第3配備以上の体制の場合、又は本部長が県民等に対して災害に関する情報の提供等が必要と認めるときに本部総括班の設置場所に近接した場所に設置するものとする。
- (2) 災害情報センターの要員は、原則として本部の各部から1名ずつ動員して配備する。
- (3) 災害情報センターにおいて相談を受けた担当者は、災害情報センター相談事項処理票（様式第1号）により処理するものとし、災害情報センターにおいて処理できない事項については、担当の班に回送し、担当班において処理するものとする。
- (4) 災害情報センターは、その業務の必要性がなくなると本部長が認めたときに廃止する。

10 腕章及び自動車標識

(1) 腕 章

- ア 災害対策に従事する本部要員及び地方本部要員は別表3に定める腕章を着用しなければならない。
- イ 腕章は、他人に貸与することができない。
- ウ 腕章をき損又は亡失したときは、速やかに所属班長に届け出なければならない。

(2) 自動車標識

本部及び地方本部において使用する車両には別表4に定める自動車標識（以下「標識」という。）を掲示するものとする。

(3) 腕章及び標識の管理

- ア 本部における腕章及び標識の管理は、本部総括班長（本部が設置されていないときには消防防災課長）が行い、各部主管班長は本部設置と同時に本部総括班長からこれを受領し、本部廃止と同時にこれを返納するものとする。
- イ 地方本部における腕章及び標識の管理は、各班長（地方本部長が設置されていないときには関係出先機関の長）が行い、使用に当たっては、その出納を明らかにして置かなければならない。

11 警戒本部及び警戒地方本部の設置並びに廃止

- (1) 3の(1)及び(2)並びに7の(1)の規定は、警戒本部及び警戒地方本部について準用する。この場合において、「本部」とあるのは「警戒本部」と、「地方本部」とあるのは「警戒地方本部」と読み替えるものとする。
- (2) 本部規程第21条の規定により警戒本部、警戒地方本部及び緊急初動班が設置された場合には、配備要員は自主参集するものとし、勤務時間外の場合には、併せて各班の班長から電話その他の通信手段を利用して通知するものとする。

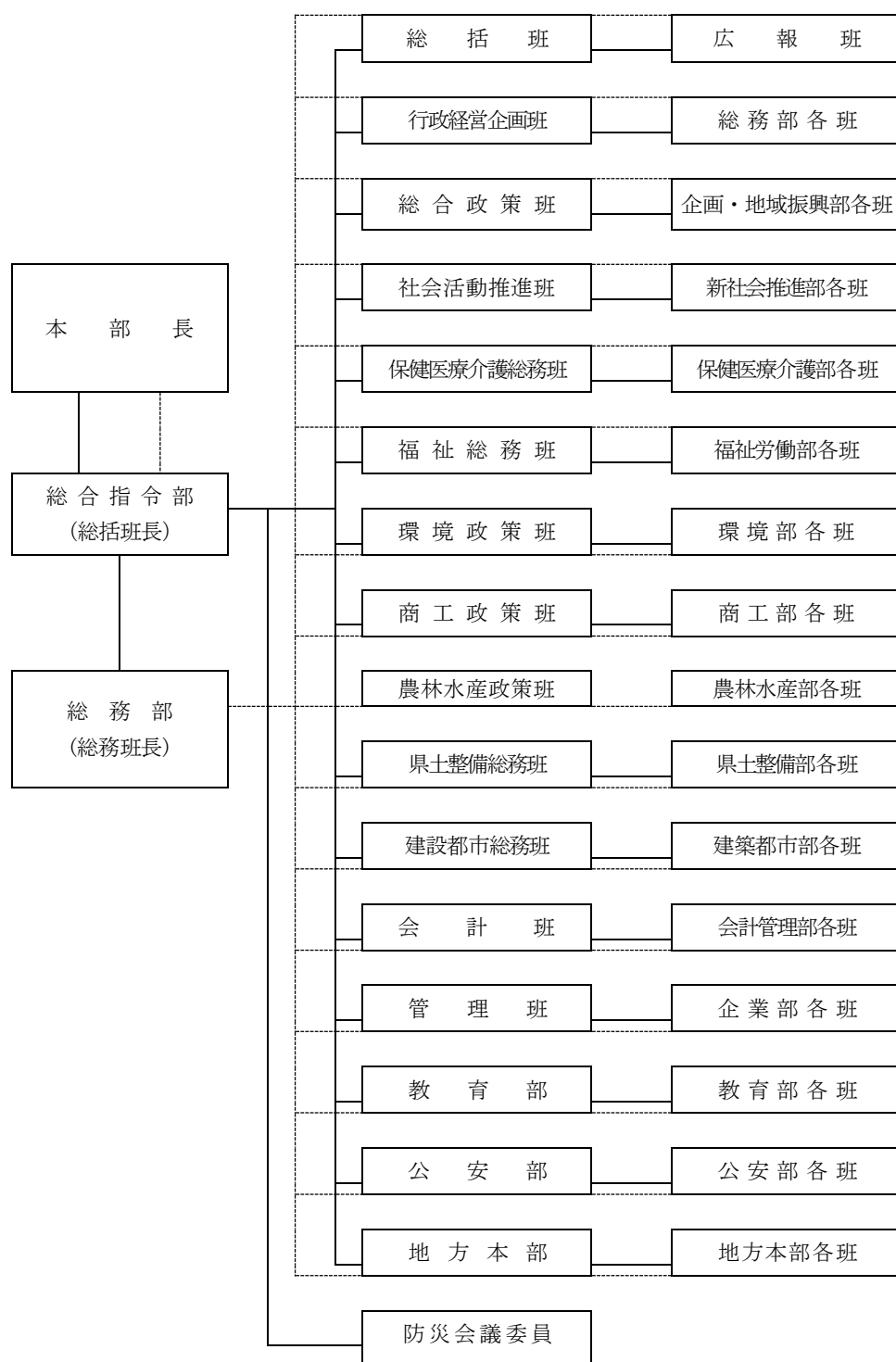
附 則

- この要綱は、昭和45年 7月10日から施行する。
- この要綱は、昭和53年 4月21日から施行する。
- この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成10年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

別表 1

観測局名	所在市町村	設置者
鷹取山中継局	八女市	県
清水山中継局	みやま市	県
三郡山中継局	飯塚市	県
九千部中継局	筑紫郡那珂川町	県
大坂山中継局	田川郡香春町	県
権現山中継局	北九州市八幡東区	県
湯川山中継局	宗像市	県
篠栗米の山	糟屋郡篠栗町	県
地徳南	八女市上陽町	県
発心北	八女市上陽町	県
白金山	久留米市	県
耳納峠	八女郡星野村	県
宿の谷	八女郡星野村	県
葛籠	うきは市	県
荒川峠	糸島郡二丈町	県
白石山	朝倉市	県
池の山	八女郡星野村	県
鹿伏	八女郡立花町	県
土取	八女郡黒木町	県
グリーンピア	八女郡黒木町	県
文字岳	八女郡矢部村	県
柳峠	八女郡星野村	県
貫山	北九州市小倉南区	県
菅生の滝	北九州市小倉南区	県
杉山橋	京都府みやこ町	県
上久保	前原市	県
日向神ダム	八女郡矢部村	県
御側	八女郡矢部村	県
柴庵	八女郡矢部村	県
宮の尾	八女郡矢部村	県
津野	田川郡添田町	県
南畑ダム	筑紫郡那珂川町	県
背振ダム	福岡市早良区	県
小川内	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	県
北谷ダム	太宰府市	県
篠栗	糟屋郡篠栗町	気象庁
耳納山	久留米市	気象庁
英彦山	田川郡添田町	気象庁
九千部山	筑紫郡那珂川町	気象庁

別表2

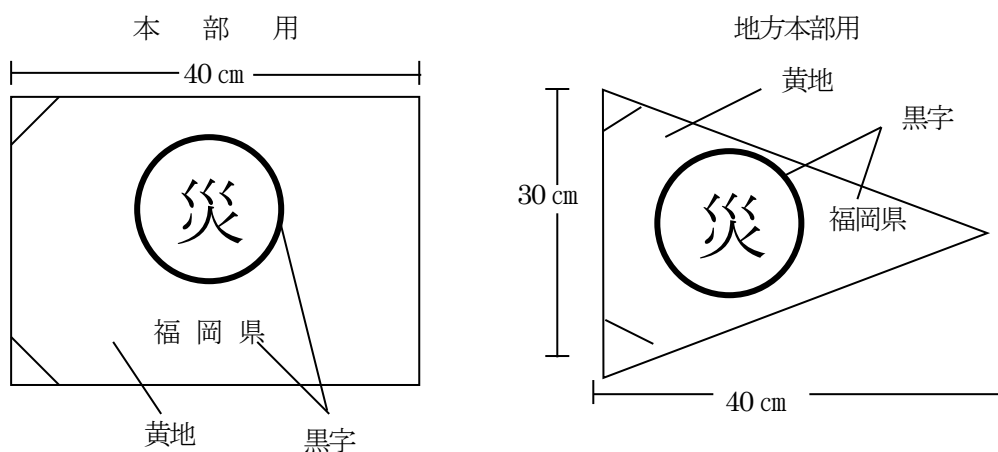


—— 本部設置・廃止
 - - - - 職員の動員

別表3 腕 章

2.5 0.5 4.0 0.5 2.5	(本部長・副本部長) 濃紺地 金色糸ししゅう (副本部長は銀色) 白色ししゅう 金色糸ししゅう	
2.5 0.5 1.75 0.5 1.75 0.5 2.5	(部長) 白地 あづき色 黒字	
2.5 0.5 4.0 0.5 2.5	(副部長) 白地 あづき色 40 cm	
4.5 1.0 4.5	(班長) 白地 あづき色	
10.0	(連絡員) 白地 茶色	
10.0	(班員) 白地 Na	
2.5 0.5 4.0 0.5 2.5	(地方本部長) 白地 赤線 黒字	
4.5 1.0 4.5	(地方本部班長) 白地 赤線	
10.0	(地方本部班員) 白色 Na	

別表4
自動車標識



様式第1号

総括班長	班 員		受付日時 月 日 時 分	
			担 当 者	
災 害 情 報 セ ン タ ー 相 談 事 項 処 理 票				
発信者 (来庁者)	住 所			
	氏 名		年齢 歳	男 ・ 女
	電 話 — —			
相 談 事項の 内 容	1. 被害状況について 2. その他の事項について（概要を記載のこと）			
処 理 (回 答) 事 項				
処理結果	1. 各班へ回送 2. 処理済 3. 未処理 (班へ) (本部への結果報告の要否 要 ・ 否)			

165 福岡県防災会議条例

昭和37年10月25日
福岡県条例第60号
改正平成24年12月28日
福岡県条例第73号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の数は、それぞれ12人以内、4人以内、21人以内、5人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 会長は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第4条 防災会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議 事 等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

166 福岡県防災会議運営規程

制定 昭和38年1月30日

改正 平成 6年4月 1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡県防災会議条例（昭和37年福岡県条例第60号）第6条の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を附記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会 議)

第3条 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 会長は、防災会議の議長となり議事を整理する。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会における準用)

第4条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「防災会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事会議)

第5条 幹事は、その職務を行なうため、事務の内容に応じ、当該事務に関係する機関から選出された幹事で、幹事会議を開くことができる。

(専決処分)

第6条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 福岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、知事に意見の具申をすること。
- (7) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見の具申をすること。
- (8) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (9) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会 議 録)

第7条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶 務)

第8条 防災会議の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(委 任)

第9条 この規程の定めのあるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年2月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

167 福岡県防災会議部会運営要領

(総 則)

第1条 福岡県防災会議条例第5条の規定に基づき福岡県防災会議に公共土木、施設対策部会、ライフライン対策部会、交通輸送対策部会及び救助、救急医療対策部会を設置し、その運営については、福岡県防災会議条例及び福岡県防災会議運営規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会の所掌事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

(1) 公共土木、施設対策部会

河川、砂防、治山、農地、海岸、学校、福祉施設等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項

(2) ライフライン対策部会

電気、電信、ガス、給水、食糧等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項

(3) 交通輸送対策部会

鉄道、バス、航空、船舶、物資輸送等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項

(4) 救助、救急医療対策部会

救助、防疫、応急医療、火災、危険物、食糧物資、備蓄等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項

(組 織)

第3条 部会の組織は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(防災会議への報告)

第4条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 部会長は、会議の概要、出席部会委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(庶 務)

第6条 部会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

福岡県防災会議部会担当機関組織表

県防災会議に4部会を設置し、各部会の担当を次の防災会議委員をもって充てる。

部 会 名	部 会 長	部会 の 構 成 委 員 数			構 成	機 関	関 係
		防災機関	県の機関	計	防 災	関 係	機 関
公共土木・施設対策部会	九州農政局長	1 5	8	2 3	九州農政局長、九州森林管理局長、九州経済産業局総務企画部長、九州産業保安監督部長、九州地方整備局長、九州総合通信局無線通信部長、福岡県教育長、県警察本部長、県消防長会会長、N T T 西日本福岡支店長、西日本高速道路㈱九州支社長、九州電力㈱社長、西部瓦斯㈱社長、西日本鉄道㈱社長、九州旅客鉄道㈱取締役地域本社長		
ライフライン対策本部	九州電力株式会社社長	7	5	1 2	九州農政局長、九州経済産業局総務企画部長、九州総合通信局無線通信部長、N T T 西日本福岡支店長、N H K 福岡放送局長、九州電力㈱社長、西部瓦斯㈱社長		
交 通 輸 送 対 策 部 会	福岡県警察本部長	1 0	4	1 4	九州管区警察局長、九州地方整備局長、九州運輸局長、大阪航空局福岡空港事務所空港長、第七管区海上保安本部長、県警察本部長、西日本高速道路㈱九州支社長、日本通運㈱福岡支店長、西日本鉄道㈱社長、九州旅客鉄道㈱取締役地域本社長		
救助、救急医療対策部会	九州厚生局長	3 0	1 0	4 1	九州管区警察局長、福岡財務支局長、九州厚生局長、九州農政局長、九州森林管理局長、九州経済産業局総務企画部長、九州運輸局長、大阪航空局福岡空港事務所空港長、第七管区海上保安本部長、福岡管区気象台長、福岡中央郵便局長、福岡労働局長、陸上自衛隊第四師団長、福岡県教育長、県警察本部長、県市長会会長、県町村会会長、県消防長会会長、県消防協会会長、N T T 西日本福岡支店長、日本銀行福岡支店長、日本赤十字社福岡県支部事務局長、N H K 福岡放送局長、九州電力㈱社長、西部瓦斯㈱社長、西日本鉄道㈱社長、福岡県水難救済会長、㈱西日本新聞社長、福岡県医師会会長、九州旅客鉄道㈱取締役地域本社長		
		6 2	2 7	9 0			

168 福岡県防災会議地震対策部会運営要領

(部会設置の目的)

第1条 地震災害対策の推進を図るため、福岡県防災会議条例（昭和37年福岡県条例第60号）第5条第1項の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）に地震対策部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営については、福岡県防災会議条例（以下「条例」という。）及び福岡県防災会議運営規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会の所掌事務)

第2条 部会は、次の事項を調査検討する。

- (1) 福岡県における地震対策のあり方に関する事項
- (2) その他会長から附議された事項

(部会の組織)

第3条 部会は、条例第5条第2項により会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

(防災会議への報告)

第4条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 部会長は、会議の概要、出席部会委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

福岡県防災会議地震対策部会委員

委員名
九 州 農 政 局
第 七 管 区 海 上 保 安 本 部 長
福 岡 管 区 気 象 台 長
九 州 地 方 整 備 局 長
陸 上 自 衛 隊 第 四 師 団 長
西日本電信電話株式会社福岡支店長
日本赤十字社福岡県支部事務局長
西日本高速道路株式会社九州支社管理事業部長
日 本 通 運 株 式 会 社 福 岡 支 店 長
九州電力株式会社代表取締役社長
九州旅客鉄道株式会社北部九州地域本社取締役地域本社長
西部瓦斯株式会社代表取締役社長
福 岡 県 医 師 会 会 長
福 岡 県 総 務 部 長
福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
福 岡 県 環 境 部 長
福 岡 県 県 土 整 備 部 長
福 岡 県 建 築 都 市 部 長
福 岡 県 教 育 委 員 会 教 育 長
福 岡 県 警 察 本 部 長
福 岡 県 市 長 会 会 長
福 岡 県 町 村 会 会 長
福 岡 県 消 防 長 会 会 長
財 団 法 人 福 岡 県 消 防 協 会 会 長

専 門 委 員 会 （平成17年～平成18年）

◆ 多賀 直恒	福岡大学工学部教授	建築分野
◆ 清水 洋	九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター教授	地震学
◆ 下山 正一	九州大学理学研究院地球惑星科学部門助手	地質学
◆ 善 功企	九州大学西部地区自然災害資料センター教授	防災地盤工学
◆ 吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授	情報社会論
◆ 村上 ひとみ	山口大学工学部助教授	安全環境工学
◆ 中林 一樹	首都大学東京・大学院都市科学研究科教授	都市防災分野
◆ 永松 伸吾	人と防災未来センター（専任研究員）	地域経済分野
◆ 吉村 哲夫	福岡市市民局長	

169 福岡県防災会議委員名簿

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
九州管区警察局	局 長	福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-622-5000	812-8573
福岡財務支局	支 局 長	〃 〃 博多駅東 2-11-1 TEL 092-411-7604	812-0013
九州厚生局	局 長	〃 〃 博多駅前 3-2-8 TEL 092-707-1115	812-0011
九州農政局	局 長	熊本市西区春日 2-10-1 TEL 096-211-8562	860-8527
九州森林管理局	局 長	〃 西区京町本丁 2-7 TEL 096-328-3642	860-0081
九州経済産業局	総務企画部長	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 TEL 092-482-5405	812-0013
九州産業 保安監督部	部 長	〃 〃 〃 TEL 092-482-5927	812-0013
九州運輸局	局 長	〃 〃 〃 TEL 092-472-2312	812-0013
大阪航空局 福岡空港事務所	空 港 長	〃 〃 上臼井字屋敷 295 TEL 092-621-2221	812-0005
第七管区海上 保安本部	本 部 長	北九州市門司区西海岸 1-3-10 TEL 093-321-2931	801-0841
福岡管区气象台	台 長	福岡市中央区大濠 1-2-36 TEL 092-725-3603	810-0052
九州総合通信局	局 長	熊本市西区春日 2-10-1 TEL 096-326-7334	860-8795
福岡労働局	局 長	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 TEL 092-411-4861	812-0013
九州地方整備局	局 長	〃 〃 〃 2-10-7 TEL 092-476-3544	812-0013
九州防衛局	局 長	〃 〃 〃 〃 TEL 092-43-8816	812-0013
国土地理院 九州地方測量部	部 長	〃 〃 〃 2-11-1 TEL 092-411-7881	812-0013
九州地方環境事務所	所 長	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 TEL 096-322-2400	860-0047
陸上自衛隊 第四師団	師 団 長	春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020	816-8666
福岡県教育庁	教 育 長	福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3858	812-8577
福岡県警察本部	本 部 長	〃 〃 〃 TEL 092-641-4141	812-8577
福岡県	副 知 事	〃 〃 〃 TEL 092-643-3001	812-8577
〃	総 務 部 長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3020	812-8577
〃	企画・地域振興部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3150	812-8577
〃	人づくり・県民生活部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3580	812-8577

所 属	職 名	所 属 機 関 所 在 地	〒
福 岡 県	保健医療介護部長	福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3230	812-8577
〃	福祉労働部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3290	812-8577
〃	環 境 部 長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3350	812-8577
〃	商 工 部 長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3410	812-8577
〃	農林水産部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3460	812-8577
〃	県土整備部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3631	812-8577
〃	建築都市部長	〃 〃 〃 TEL 092-643-3700	812-8577
福岡県市長会	会 長	福岡市博多区千代4-1-27 TEL 092-983-7788	812-0044
福岡県町村会	会 長	〃 〃 千代4-1-27 TEL 092-651-1121	812-0044
一般財団法人 福岡県消防協会	会 長	〃 〃 中州中島町3-10 TEL 092-271-1275	810-0802
福岡県消防長会	会 長	〃 中央区舞鶴3丁目9-7 TEL 092-725-6341	810-8521
西日本電信電話 株式会社福岡支店	設 備 部 長	〃 博多区博多駅東2-3-1 TEL 092-476-6122	812-0013
日本銀行福岡支店	支 店 長	〃 中央区天神4-2-1 TEL 092-725-5505	810-0001
日本赤十字社 福岡県支部	事 務 局 長	〃 南区大楠3-1-1 TEL 092-523-1171	815-8503
日本放送協会 福岡拠点放送局	放 送 部 長	〃 中央区六本松1丁目1-10 TEL 092-724-2803	810-8577
西日本高速道路 株式会社九州支社	支 社 長	〃 博多区博多駅東3-13-15 TEL 092-260-6123	812-0013
日本通運株式会社 福岡支店	支 店 長	〃 〃 下呉服町1-1 TEL 092-291-7113	812-0034
九州電力株式会社	代表取締役社長執行役員	〃 中央区渡辺通2-1-82 TEL 092-726-2677	810-8720
西部瓦斯株式会社	代表取締役社長	〃 博多区千代1-17-1 TEL 092-633-2239	812-8707
西日本鉄道 株 式 会 社	代表取締役社長執行役員	〃 〃 博多駅前3-5-7 TEL 092-734-1552	810-8570
公益社団法人 福岡県水難救済会	会 長	〃 〃 東公園7-7 TEL 092-631-1416	812-8577
株 式 会 社 西日本新聞社	代表取締役社長	〃 中央区天神1-4-1 TEL 092-711-5115	810-8721
公益社団法人 福岡県医師会	会 長	〃 博多区博多駅南2-9-30 TEL 092-431-4564	812-8551
九州旅客鉄道 株 式 会 社	上席執行役員総務部長	〃 〃 博多駅前3-25-21 TEL 092-474-2501	812-0011

所 属	職 名	所 属 機 関 所 在 地	〒
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局	局 長	福岡市中央区天神 4-3-1 TEL 092-713-2410	810-8799
株式会社ドコモ CS 九州 アクセス・リンク運営部	担 当 部 長	〃 〃 舞鶴 2-3-1 TEL 092-737-5362	810-0073
公 益 社 団 法 人 福岡県トラック協会	会 長	〃 博多区博多駅東 1-18-8 TEL 092-451-7845	812-0013
一 般 社 団 法 人 福岡県歯科医師会	会 長	〃 中央区大名 1-12-43 TEL 092-771-3531	810-0041
公 益 社 団 法 人 福岡県看護協会	会 長	〃 東区馬出 4-10-1 TEL 092-631-1141	812-0054
社 会 福 祉 法 人 福岡県社会福祉協議会	常 務 理 事	春日市原町 3-1-7 TEL 092-584-3377	816-0801
公 益 社 団 法 人 福岡県薬剤師会	会 長	福岡市博多区住吉 2-20-15 TEL 092-271-3791	812-0018
福岡県地域婦人会 連 絡 協 議 会	会 長	〃 〃 吉塚本町 13-50 TEL 092-643-1440	812-0046
公 益 社 団 法 人 福岡県老人クラブ連合会	会 長	春日市原町 3-1-7 TEL 092-582-9860	816-0804
公 益 財 団 法 人 福岡県身体障害者福祉協会	理 事 長	〃 〃 〃 TEL 092-584-6067	816-0804
那珂川市中原区 自 主 防 災 会	副 会 長	那珂川市中原 4-31	811-1213
特定非営利活動法人 NPO ふくおか	顧 問	福岡市中央区天神 2-3-10-719	810-0001

170 福岡県防災会議幹事名簿

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
九州管区警察局	災害対策官	福岡市博多区東公園7-7 Tel092-622-5000 FAX092-641-8314	812-8573
福岡財務支局	財務主幹	〃 〃 博多駅東2-11-1 Tel092-411-7604 FAX092-477-2255	812-0013
九州厚生局	健康福祉部長	〃 〃 博多駅前3-2-8 Tel092-707-1115 FAX092-707-1116	812-0011
九州農政局福岡県拠点	統括農政推進官	福岡市博多区住吉3-17-21 Tel092-281-8562 FAX092-281-3202	812-0018
九州森林管理局	署 長	熊本市西区京町本丁2-7 Tel096-328-3642 FAX096-328-3643	860-0081
九州経済産業局	総務企画部参事官	〃 博多区博多駅東2-11-1 Tel092-482-5405 FAX092-482-5960	812-0013
九州産業保安監督部	管理課長	〃 〃 〃 Tel092-472-2312 FAX092-471-7496	812-0013
九州運輸局	安全防災・危機管理調整官	〃 東区千早3丁目10-40 Tel092-472-2312 FAX092-471-7192	813-8577
大阪航空局 福岡空港事務所	総務課長	〃 博多区上臼井字屋敷295 Tel092-621-2221 FAX092-621-2606	812-0005
第七管区海上保安本部	警備救難部長	北九州市門司区西海岸通1-3-10 Tel093-321-2931 FAX093-321-8611	801-0841
福岡管区气象台	業務課長	福岡市中央区大濠1-2-36 Tel092-725-3603 FAX092-714-7681	810-0052
九州総合通信局	総括調整官併任 防災対策推進室長	熊本市西区春日2-10-1 Tel096-326-7334 FAX096-363-4377	860-8795
福岡労働局	総務課長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel092-411-4861 FAX092-473-0736	812-0013
九州地方整備局	防災室長	〃 〃 〃 2-10-7 Tel092-476-3544 FAX092-476-3467	812-0013
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	所 長	〃 中央区大手門2-5-33 Tel092-752-8600 FAX092-726-2860	810-0074
九州防衛局	地方調整課長	〃 博多区博多駅東2-10-7 Tel092-483-8816 FAX092-476-1927	812-0013
国土地理院 九州地方測量部	防災情報管理官	〃 〃 〃 2-11-1 Tel092-411-7881 FAX092-411-7882	812-0013
九州地方環境事務所	総務課長	熊本県熊本市西区春日2-10-1 Tel096-322-2400 FAX096-322-2445	860-0047
陸上自衛隊 第四師団司令部	第三部長	春日市大和町5-12 Tel092-591-1020	816-8666
福岡県教育庁	総務企画課長	福岡市博多区東公園7-7 Tel092-643-3858	812-8577
福岡県警察本部	警備課長	〃 〃 〃 Tel092-641-4141	812-8576
〃	交通規制課長	〃 〃 〃 Tel092-641-4141	812-8576
福岡県	総務部次長	〃 〃 〃 Tel092-643-3022	812-8577
〃	人事課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3035	812-8577
〃	財政課長	〃 〃 〃 Tel092-643-3052	812-8577
〃	防災危機管理局長	〃 〃 〃 Tel092-643-3105	812-8577
〃	企画・地域振興部次長	〃 〃 〃 Tel092-643-3151	812-8577

所 属	職 名	所 属 機 関 所 在 地	〒
福岡県	人づくり・県民生活部次長	福岡市博多区東公園7-7 TEL092-643-3581	812-8577
〃	保健医療介護部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3231	812-8577
〃	福祉労働部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3291	812-8577
〃	環境部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3351	812-8577
〃	商工部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3411	812-8577
〃	農林水産部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3461	812-8577
〃	農村森林整備課長	〃 〃 〃 TEL092-643-3508	812-8577
〃	県土整備部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3632	812-8577
〃	河川課長	〃 〃 〃 TEL092-643-3665	812-8577
〃	建築都市部次長	〃 〃 〃 TEL092-643-3702	812-8577
福岡県市長会	事務局 局長	〃 博多区千代4-1-27 TEL092-983-7788 FAX092-983-7789	812-0044
福岡県町村会	事務局 局長	〃 〃 〃 TEL092-651-1121 FAX092-651-4287	812-0044
福岡県消防協会	事務局 局長	〃 〃 中州中島町3-10 TEL092-271-1275 FAX092-271-1277	810-0802
福岡県消防長会	事務局 局長	〃 中央区舞鶴3丁目9-7 TEL092-725-6341 FAX092-725-6605	810-8521
九州旅客鉄道株式会社	総務部担当部長	〃 博多区博多駅前3-25-21 TEL092-474-2501 FAX092-474-9745	812-0011
西日本電信電話株式会社 福岡支店	設備部災害対策室 課長	〃 〃 博多区東2-3-1 TEL092-476-6122 FAX092-481-3335	812-0013
日本銀行福岡支店	文書課 課長	〃 中央区天神4-2-1 TEL092-725-5505 FAX092-732-1170	810-0001
日本赤十字社福岡県支部	事業課 課長	〃 南区大楠3-1-1 TEL092-523-1171 FAX092-521-2552	815-8503
日本放送協会 福岡放送局	報道専任部長	〃 中央区六本松1-1-10 TEL092-724-2803 FAX092-724-2805	810-8577
西日本高速道路株式会社 九州支社	保全サービス統括課長	〃 博多区博多駅前3-13-15 TEL092-260-6123 FAX092-260-6143	812-0013
日本通運株式会社 福岡支店	総務次長	〃 〃 下呉服町1-1 TEL092-291-7113 FAX092-272-2773	812-0034
九州電力株式会社	地域共生本部防災・リスク対策グループ長	〃 中央区渡辺通2-1-82 TEL092-726-2677 FAX092-711-0357	810-8720
西日本鉄道株式会社	庶務課 課長	〃 博多区博多駅前3-5-7 TEL092-734-1552 FAX092-722-1406	810-8570
西部瓦斯株式会社	総務広報部 マネージャー	〃 〃 千代1-17-1 TEL092-633-2239 FAX092-633-2277	812-8707
福岡県水難救済会	副 会 長	〃 〃 東公園7-7 TEL092-631-1416	812-8577
株式会社西日本新聞社	総務局 局長	〃 中央区天神1-4-1 TEL092-711-5115 FAX092-711-5423	810-8721
福岡県医師会	副 会 長	〃 博多区博多駅南2-9-30 TEL092-431-4564 FAX092-411-6858	812-8551
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局	総務部長	〃 中央区天神4-3-1 TEL092-713-2410 FAX092-741-1492	810-8799